

市川市こども計画 案

令和7年 月

目次

第1章 計画策定の背景.....	1
第2章 計画の位置づけ	3
第3章 市川市の現状・課題.....	5
第4章 基本理念・基本方針・基本目標.....	39
第5章 事業の展開.....	41
第6章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策(子ども・子育て支援事業計画)55	
第7章 評価・検証	72

第1章 計画策定の背景

近年、少子化や子どもの貧困、虐待、教育環境の不平等など、子どもたちが直面する問題が顕在化してきました。国における令和5年の合計特殊出生率は過去最低の「1.20」であり、出生数も72万7288人で、前年の77万759人より4万3,471人減少し、少子化は歯止めのきかない状況になっています。その要因の一つとして、未婚率の上昇があげられます。令和2年時点の50歳時未婚率は男性で約28.3%、女性で約17.8%と年々上昇傾向にあります。女性の社会進出の点では、女性の就業率は年々増加しており、令和5年時点で15~64歳の女性就業率は73.3%と女性の社会進出とともに共働き世帯も増え続けていることがうかがえます。

子どもの貧困問題にあっては、厚生労働省が実施した「国民生活基礎調査」によれば、全国の子どもの約9人に1人、ひとり親家庭においては約2人に1人が、「相対的貧困」の状況にあるとされています。このような子どもや子育て世帯を取り巻く社会情勢の変化等に対応するべく、子どもを政策の中心に据えた社会づくりを目指す「子ども基本法」が成立しました。

・子ども基本法の趣旨

令和5年4月1日に施行された子ども基本法では、全ての子どもが健やかに成長し、自立した個人としての人格形成を支援することを目的として、以下の基本理念のもと子どもの権利を保障し、心身の状況や環境にかかわらず、誰一人取り残さない社会の実現を目指しています。

○ 子ども基本法【抜粋】

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全ての子どもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全ての子どもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に關して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 子どもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して子どもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、子どもが心身ともに健やかに育成されること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

同法に掲げるこども施策を企画立案し、社会全体で総合的かつ強力に実施していくための司令塔として、総理大臣直属の機関として「子ども家庭庁」が設立されており、「子ども家庭庁」を中心に各地方公共団体が連携して様々な施策を展開し、子どもたちがより良い環境で育つことができるよう努めていくことが求められます。子ども家庭庁は、これまで厚生労働省が所管していた児童虐待対策や保育所等の受け皿整備に関する事業や、内閣府所管の少子化対策などの業務が移管されたほか、幼児教育を担う文部科学省とも緊密に連携し、子ども施策の充実と改善に努めていくことが期待されています。

また、同法では市町村に対し、子ども大綱及び都道府県こども計画を勘案して「こども施策に関する計画(以下、「自治体こども計画」という。)」を策定するよう努めることとされています。

○ こども基本法【抜粋】

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他の法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他の法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

・こども大綱

こども基本法に基づき、こども施策を総合的に推進するため「こども大綱」が策定されました。

こども大綱では、すべてのこども・若者が、日本国憲法および、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

こども大綱におけるこども施策の基本方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

・こども・若者の意見聴取について

こども基本法の基本理念及びこども大綱におけるこども施策の基本方針にもあるとおり、こども・若者の声を聞くことは「こどもまんなか社会」を目指すうえで非常に重要な要素であり、国や地方公共団体はこども・若者本人の意見や感情を尊重し、その声を政策形成に反映させることが求められています。また、こどもたちの声を聞くことは、こどもたち自身の自己肯定感や社会参加意識を高める効果もあります。自分の意見が尊重される経験は、こどもたちにとって非常に大切であり、社会の一員としての自覚を育むことにもつながり、彼らが自立した個人として成長し、社会に貢献する力を養うことが期待されます。

第2章 計画の位置づけ

・こども基本法・こども大綱・千葉県こども計画

こども基本法では、こどもまんなか社会の実現に向け市町村に対し、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案した「自治体こども計画」を策定するよう努めることとされています。

こども大綱はこれまで別々に策定・推進されてきた、少子化社会対策基本法に定める『少子化社会対策大綱』、子ども・若者育成支援推進法に定める『子供・若者育成支援推進大綱』及び、子どもの貧困対策の推進に関する法律に定める『子供の貧困対策に関する大綱』を一つに統合し、こども施策を総合的に推進するものとして策定されています。

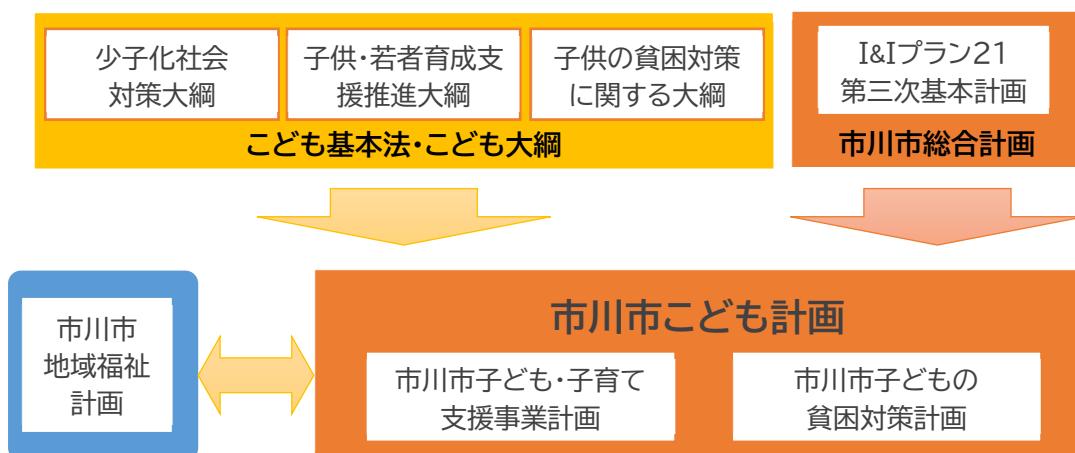
千葉県においては、「みんなで支え合い 全ての子ども・若者の可能性を広げる 千葉」を基本理念に、切れ目のない支援をより総合的に推進できるよう、こども施策の共通の基盤となる新たな計画を策定しています。

本市においても、これらの計画を勘案し計画を策定してまいります。

・市川市としての位置づけ

市川市ではこれまで、「市川市子ども・子育て支援事業計画」を中心にこどもに関連する施策を推進してまいりました。また、令和5年度には「市川市子どもの貧困対策計画」を策定し、子どもの貧困対策の取り組みを強化してまいりました。「自治体こども計画」は、これらの法令に基づく各種計画を包含して策定することができるとされていることから、令和6年度をもって第2期市川市子ども・子育て支援事業計画の終期を迎えることにあわせて、各計画を統合し「市川市こども計画」を策定することとします。

また、本計画は、「市川市総合計画 I&I プラン21 第三次基本計画(計画期間:令和6年度～令和8年度)」の子育て施策分野の個別計画となります。また、市川市の「母子保健計画」の内容を含み、「市川市地域福祉計画」など関連する他の計画と整合性を図りながら、こども施策を総合的に推進するための計画とします。



・計画の対象者

親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立に至るまでの過程におけるすべての子ども・若者及びその世帯。また、その子どもの育成に関わりのあるすべての人々・関係する機関を対象とします。

子ども基本法において「子ども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。

これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていくように支えていくことを示したものであり、子どもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。これまで「市川市子ども・子育て支援事業計画」では、その対象者を本市に生活する18歳未満の子どもとその育成に関わりのあるすべての人々・関係する機関等を対象としていました。今回の市川市こども計画の策定にあたり、社会情勢等に対応するため対象者の範囲を拡大します。

・計画期間

5年間(令和7年度～令和11年度)

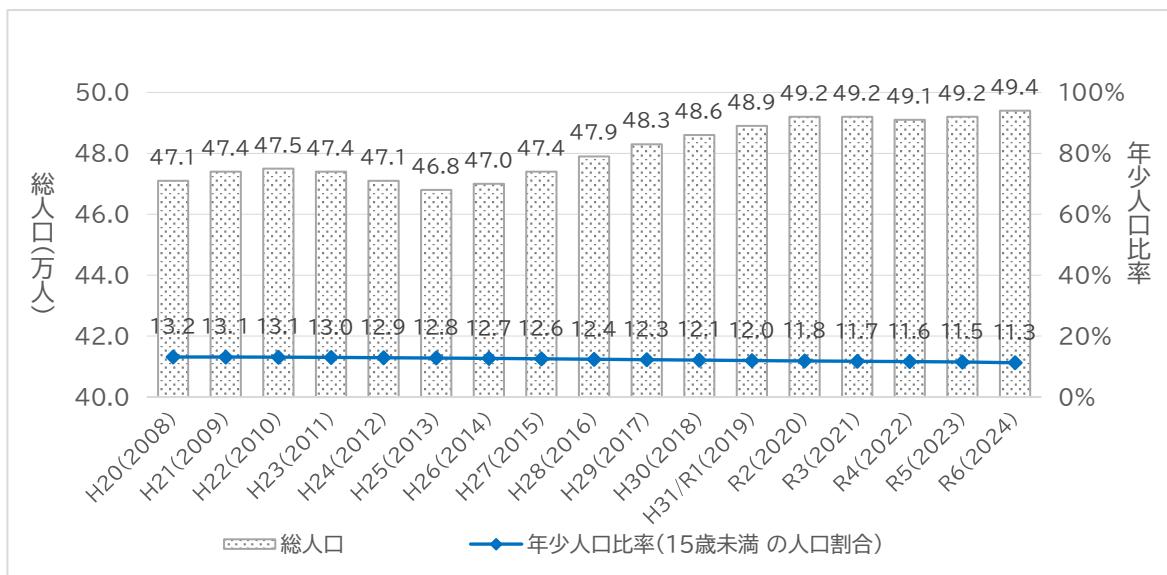


第3章 市川市の現状・課題

・市川市のこどもを取り巻く社会状況

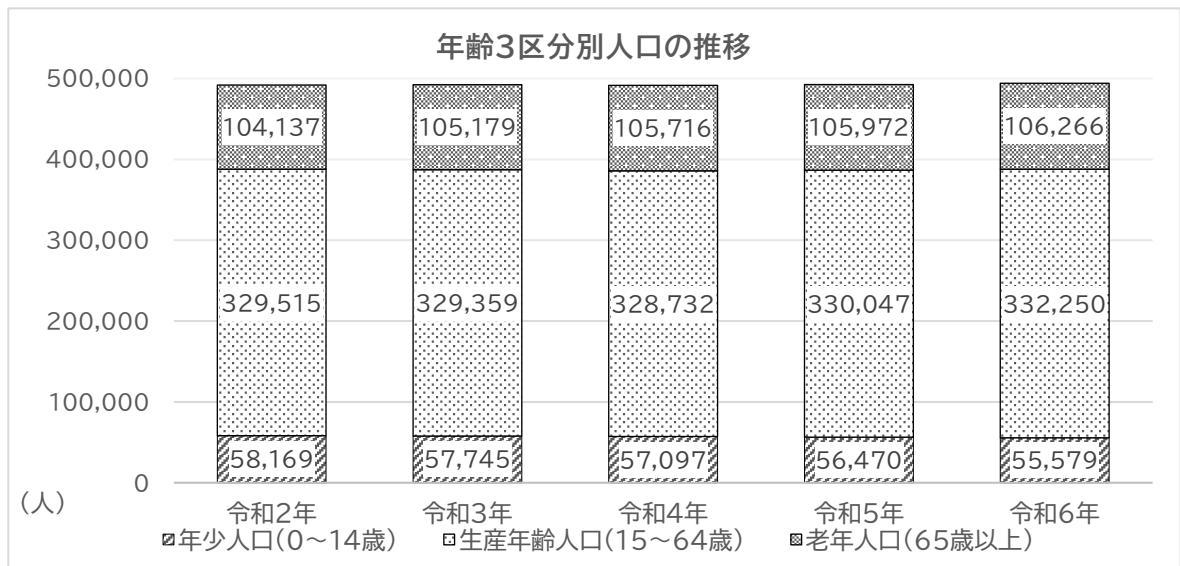
① 総人口と年少人口比率(15歳未満の人口割合)の推移

本市の総人口は、平成23年から25年にかけての一時的な減少を挟みつつもほぼ一貫して増加傾向が続き、令和6年には49万4000人となり、過去最高を更新しました。一方、年少人口比率は平成20年の13.2%から低下し続け令和6年には11.3%となっており、少子化が進んでいます



② 3区分別人口の推移

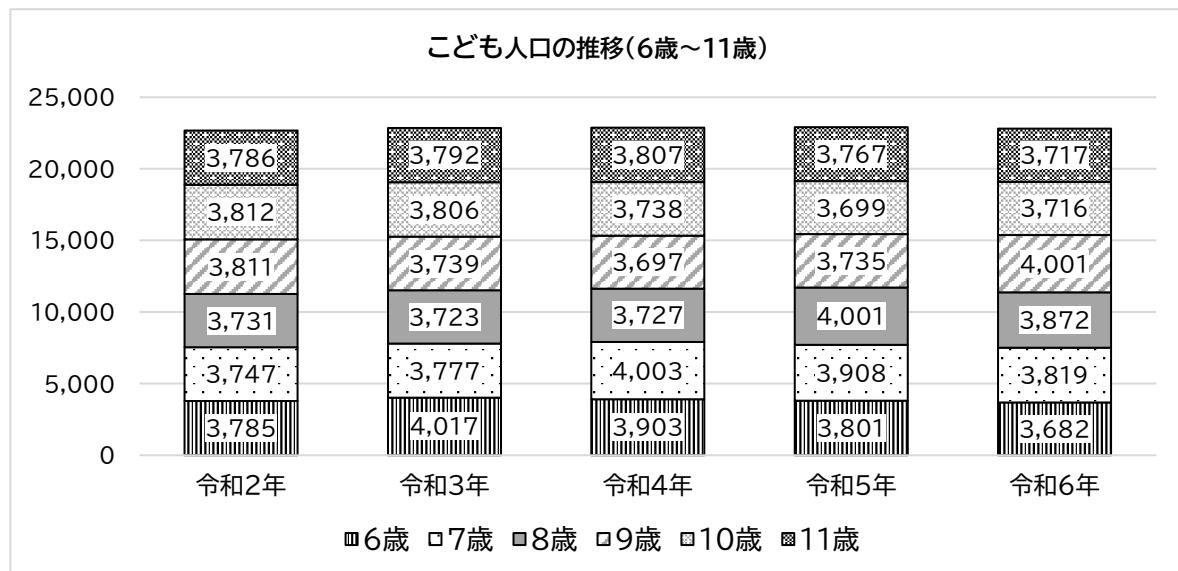
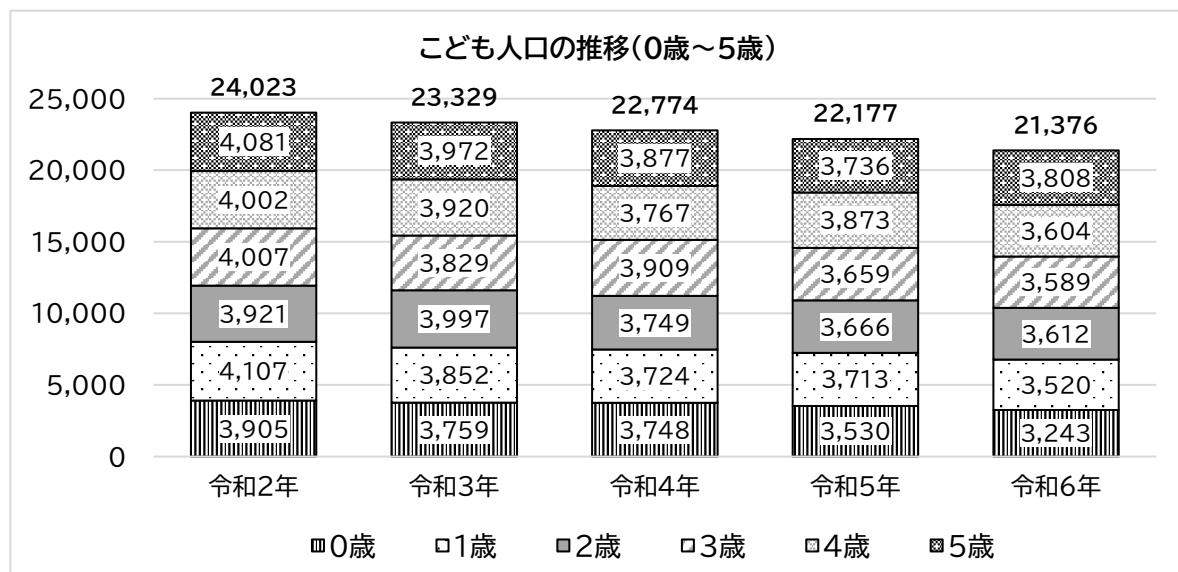
直近5年間の年齢3区分別人口の推移では、総人口の増に合わせ生産年齢人口及び老人人口の増を続けていますが、年少人口は減少を続けており、少子高齢化が進んでいます。

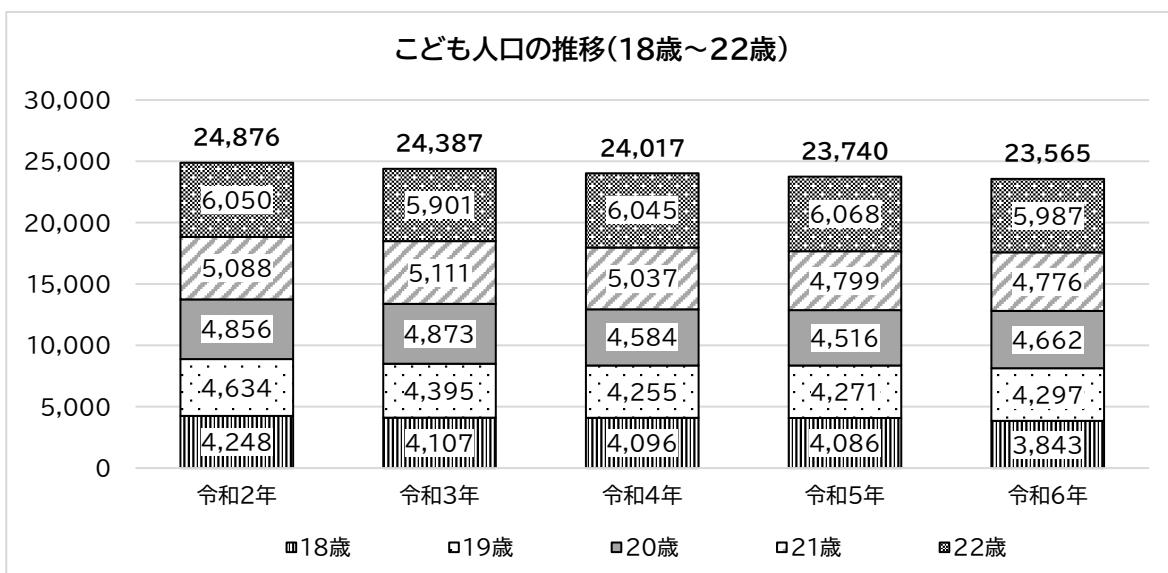
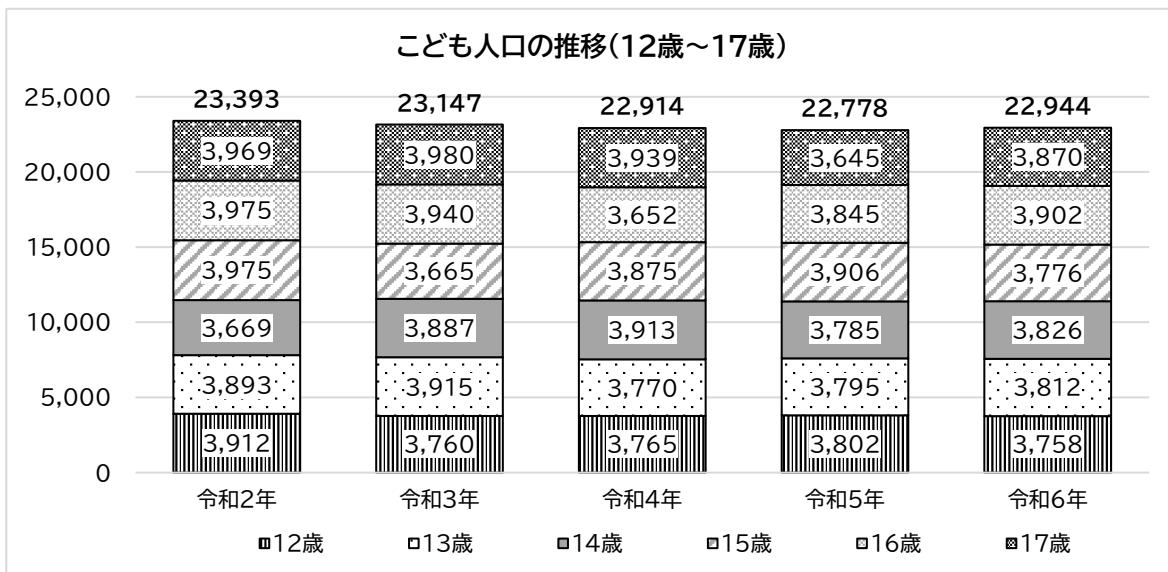


③直近5年間のこども人口(0歳～22歳)の推移（各年3月31日基準）

こども・若者の人口は全体的に減少傾向がみられます。特に、0歳～5歳人口においては出生数の減や20代から30代の子育て世帯の転出超過の影響等により直近5年間での減少が続いています。

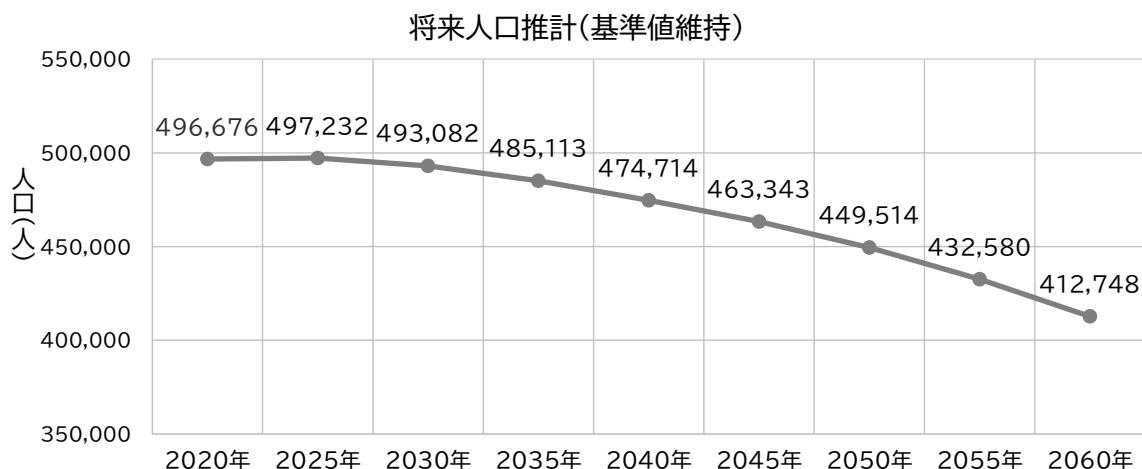
18歳以降にあっては、大学進学や就職のタイミングとなる、19歳・22歳のタイミングで人口が増えています。市内及び都内の大学・企業等に通勤通学するために本市に転入する市民が増えていることがうかがえます。





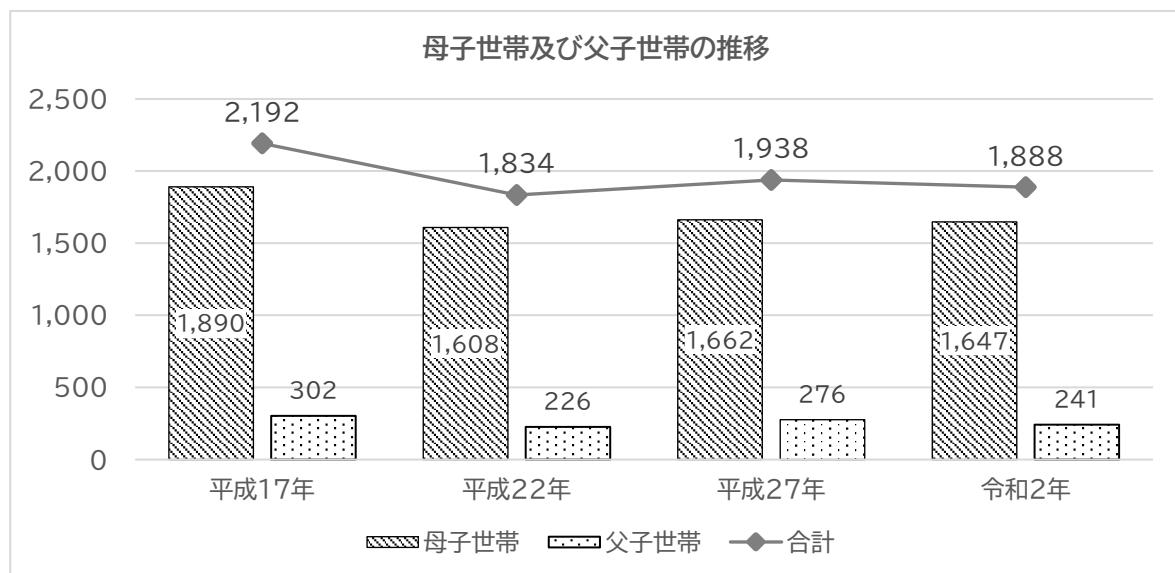
④ 将来人口推計（2022年時点推計）

本市の総人口は、これまで人口増加を続けておりますが、現在の基準値(過去5年の出生率の平均、過去8年間の純移動率の平均)が維持された場合、2025年頃から減少に転じ、人口減少局面へ突入することが見込まれています。



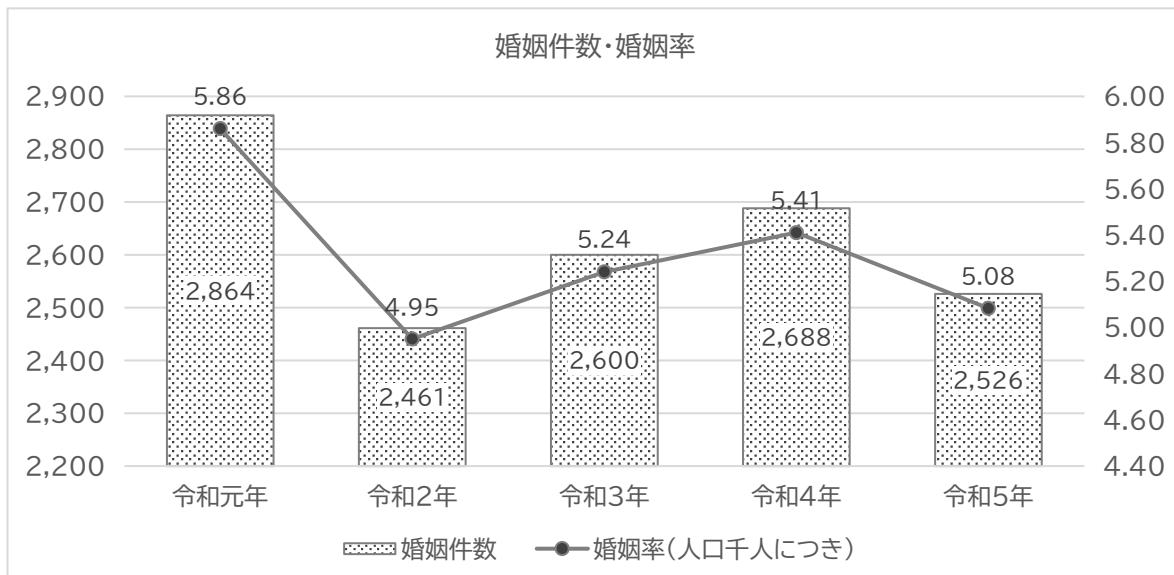
⑤ ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移について、平成17年から平成22年にかけ、減少していますが直近10年間は横ばい傾向となっています。



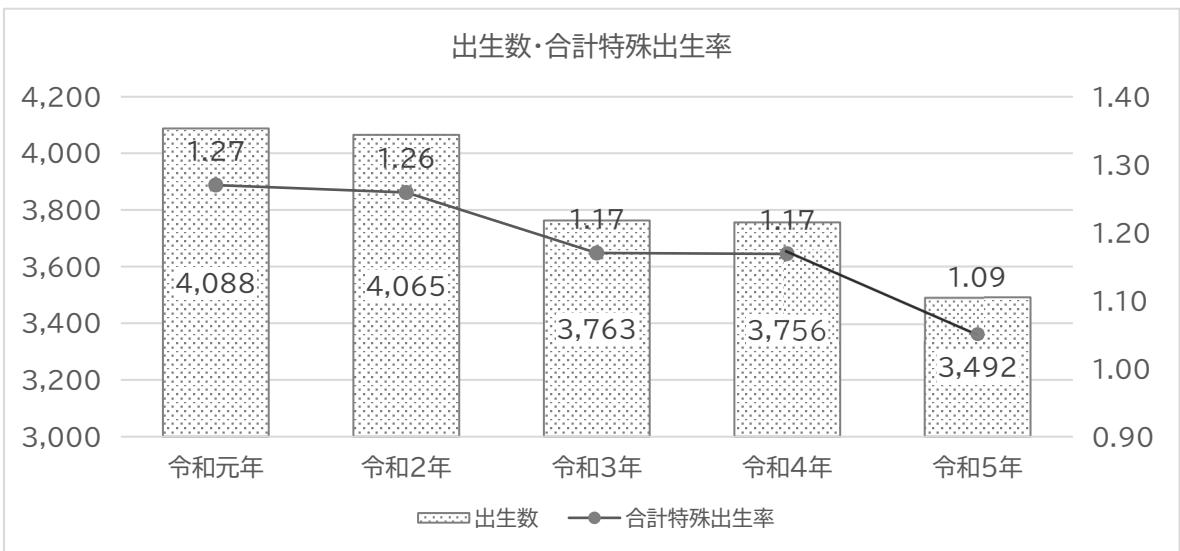
⑥ 婚姻数・婚姻率(人口千人当たり)

本市での直近5年間の婚姻件数は令和2年に大きく落ち込んでいます。これは新型コロナウイルス感染症の流行により、全国的に結婚式の延期や中止が相次いだことによるものと考えられます。令和3年以後、婚姻件数は回復してはいますが、令和元年の水準にまでは至っていません。



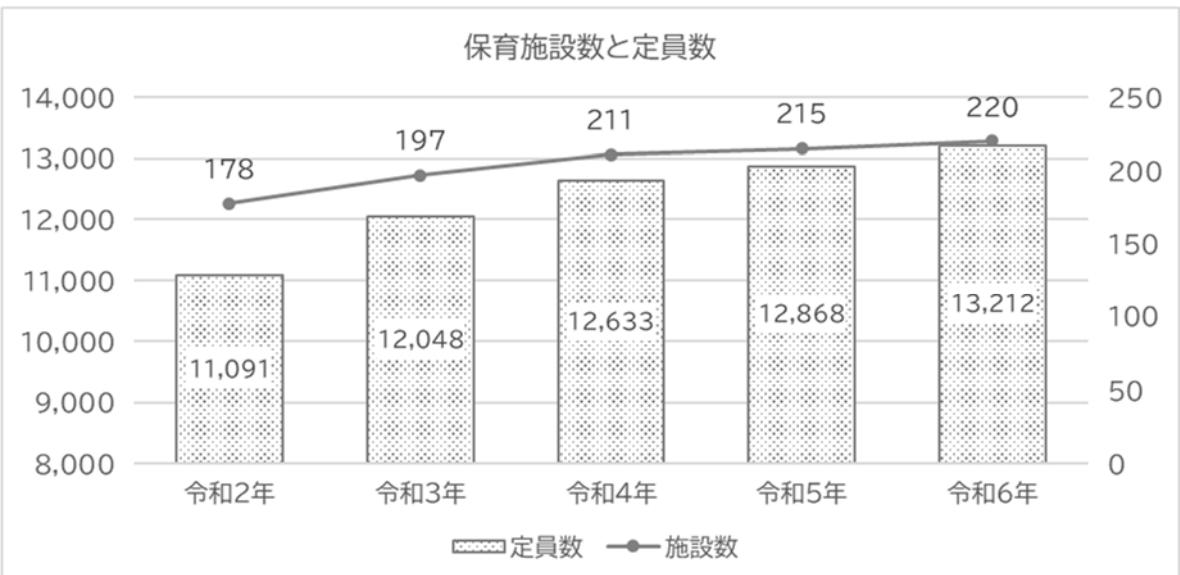
⑦ 出生数・合計特殊出生率

全体的に減少傾向にあります。特に令和3年は新型コロナウイルスの影響もあり、大幅に減少しています。この状況は、全国的な傾向とも一致しており、少子化問題が深刻化していることを示しています。



⑧ 保育園の利用状況(施設数・定員数・待機児童数)

直近5年間で22施設の整備を行い、約2,000名の定員整備を行ってきました。その結果、本市では令和3年度より保育園の待機児童数0を継続して達成しています。



・アンケート調査等から見える市川市の現状

(1) 子ども・子育て支援事業に係る基礎調査(主な調査結果抜粋)

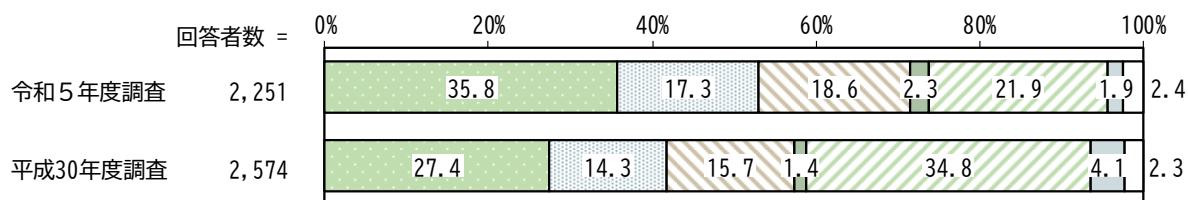
調査期間	令和5年12月15日～令和6年1月9日
調査対象者	小学校就学前児童のいる世帯
実施方式	住民基本台帳からの無作為抽出によるアンケートの発送
調査概要	教育・保育事業の需要を示す『量の見込み』や地域子ども・子育て支援事業の利用状況等を把握するため実施するもの。
回答数(配布数)	2,255件(4,500件)

○ 母親の就労状況

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が35.8%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が21.9%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が18.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

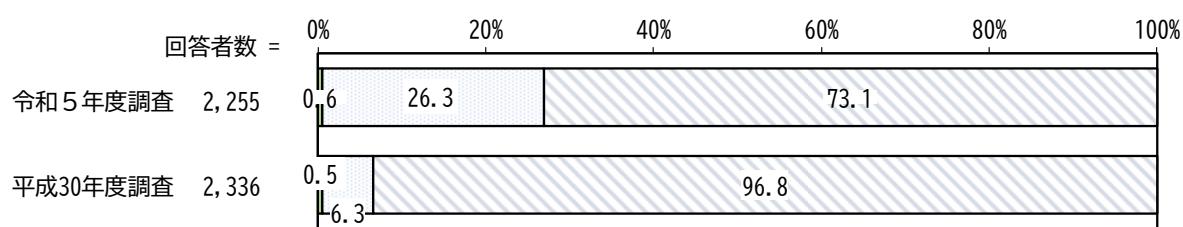
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答



○ 父親の育児休業取得状況

平成30年度調査に比べ、育児休業を取得した(取得中である)と回答した割合が20%以上高くなっています。

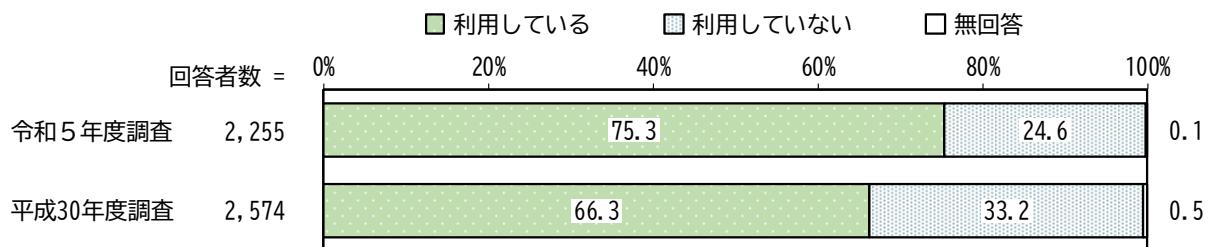
- 働いていなかった
- 取得した(取得中である)
- 取得していなかった



○ 現在の幼稚園や保育所などの教育・保育事業の利用状況

「利用している」の割合が 75.3%、「利用していない」の割合が 24.6%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。

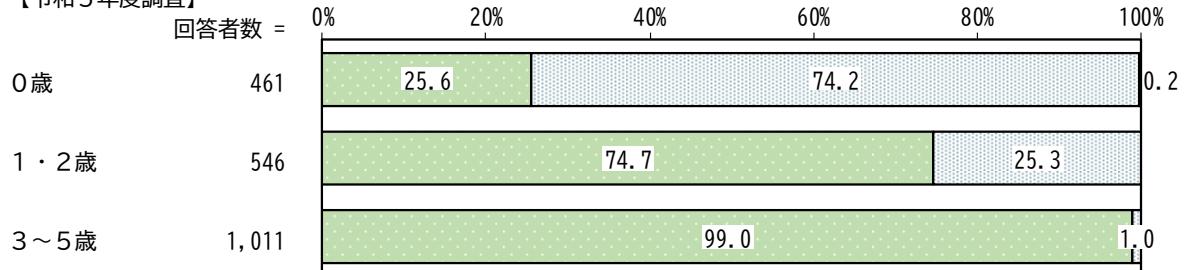


【年齢別】

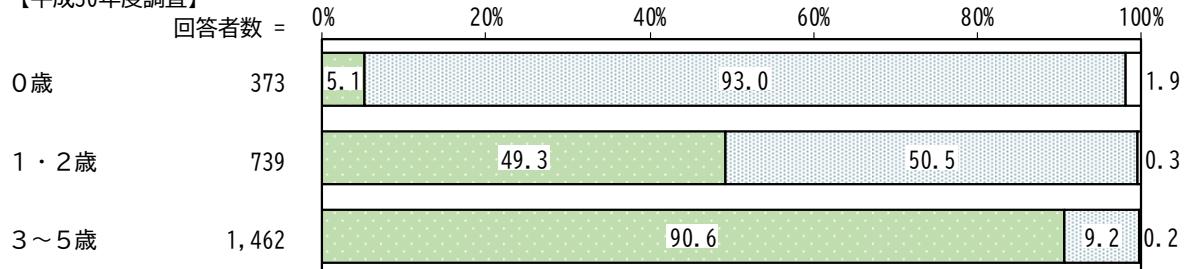
年齢別にみると、0歳で「利用していない」の割合が高くなっています。

平成 30 年度調査と比較すると、すべての年齢で「利用している」の割合が増加しており、特に0歳、1・2歳で大きく増加しています。

【令和5年度調査】



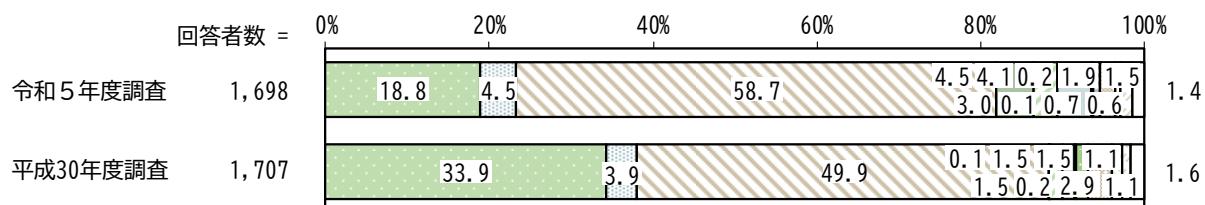
【平成30年度調査】



○ 現在、教育・保育事業を利用している方が、平日に主に利用する教育・保育事業

「認可保育所(一時預かり等による利用は除く)」の割合が 58.7%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が 18.8%となっています。平成 30 年度調査と比較すると、「認可保育所(一時預かり等による利用は除く)」の割合が増加しています。一方、「幼稚園」の割合が減少しています。母親の就労状況等を勘案すると、フルタイムで就労している共働き世帯が増えていることから、保育事業等の利用者が増えていることがわかります。

- 幼稚園
- 幼稚園+定期的な預かり保育
- 認可保育所（一時預かり等による利用は除く）
- 認定こども園の幼稚園部分（幼稚園に保育施設の機能を併せた施設）
- 認定こども園の保育施設部分（保育施設に幼稚園の機能を併せた施設）
- 小規模な保育施設（認可を受けた定員概ね6～19人の施設）
- 家庭的保育（保育者の家庭等で子どもを保育する事業）
- 事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）
- 企業主導型保育施設（企業が主に従業員用に運営する認可外の施設）
- その他の認可外の保育施設（月64時間以上の就労）
- その他の認可外の保育施設（選択肢10以外）
- 居宅訪問型保育（ベビーシッターのような事業）
- その他
- 無回答



区分	回答者数 (件)	幼稚園	幼稚園+定期的な預かり保育	認可保育所	認定こども園の幼稚園部分	認定こども園の保育施設部分	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	企業主導型保育施設	その他の認可外の保育施設（月64時間以上の就労）	その他の認可外の保育施設（左記以外）	居宅訪問型保育	その他	無回答
令和5年度調査	1,698	18.8	4.5	58.7	4.5	3.0	4.1	0.1	0.2	0.7	1.9	0.6	0.0	1.5	1.4
平成30年度調査	1,707	33.9	3.9	49.9	0.1	1.5	1.5	0.2	1.5	—	2.9	1.1	0.0	1.1	1.6

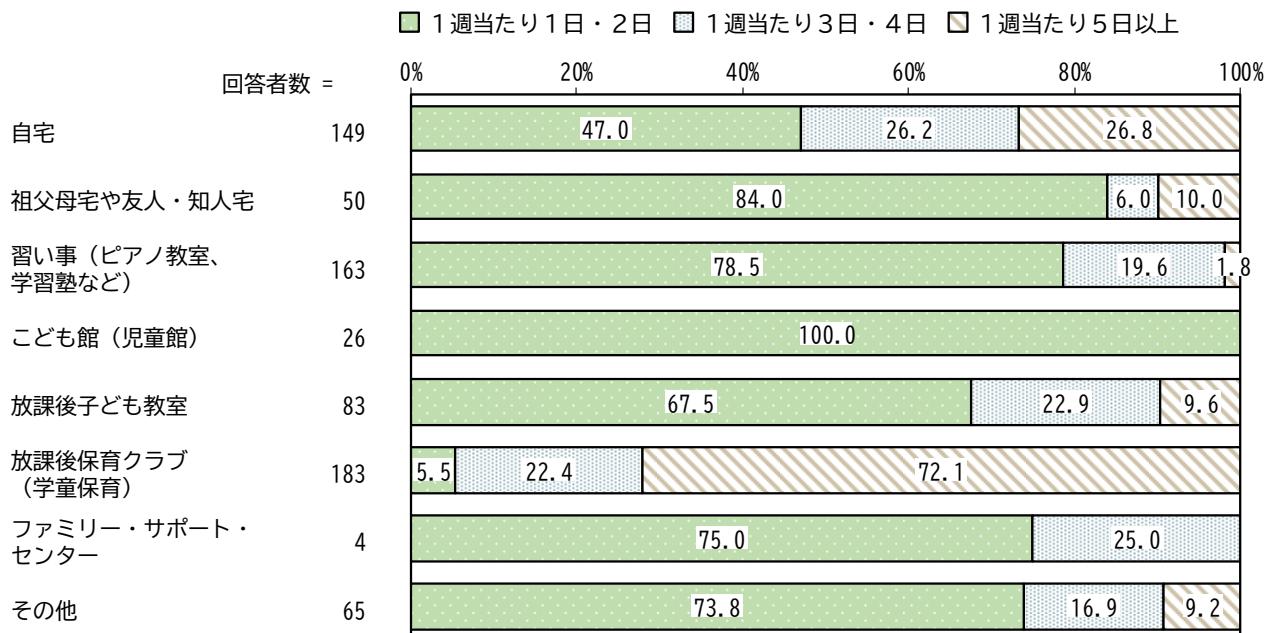
0歳	118	1.7	—	78.8	0.8	8.5	6.8	—	—	—	0.8	—	—	2.5	—
1・2歳	408	7.8	1.2	69.6	1.5	3.4	10.5	0.5	—	1.2	1.2	0.5	—	1.5	1.0
3～5歳	1,001	25.2	6.8	52.4	6.2	2.0	0.5	—	0.2	0.5	2.4	0.8	—	1.2	1.8

○ こどもが5歳以上ある方の、放課後の時間の過ごさせ方

・小学校低学年(1~3年生)の放課後の過ごさせ方

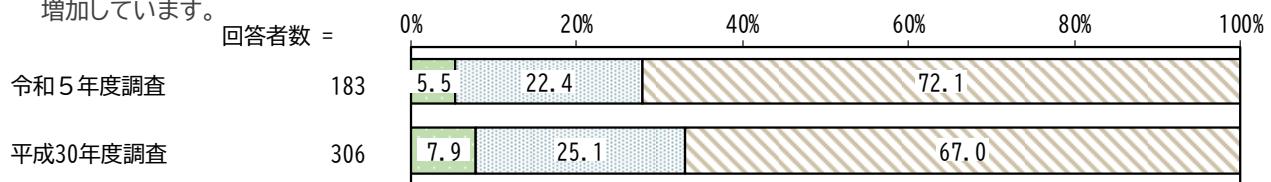
『祖父母宅や友人・知人宅』、『こども館(児童館)』で「1週当たり1日・2日」の割合が高くなっています。

また、『自宅』、『放課後保育クラブ(学童保育)』で「1週当たり5日以上」の割合が高くなっています。



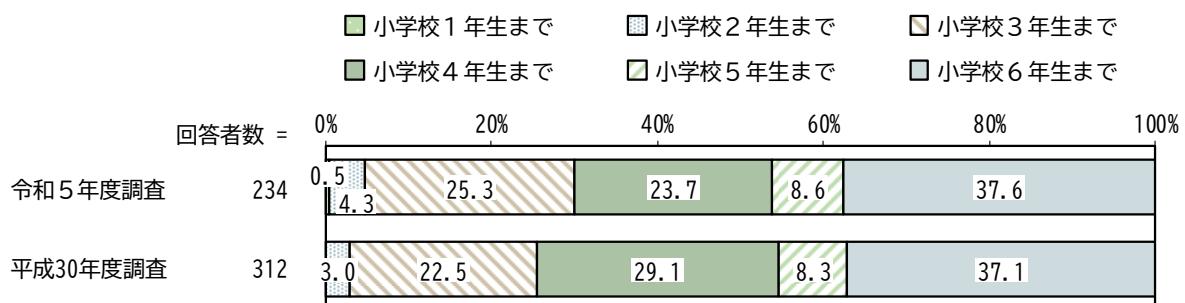
・放課後保育クラブ(学童保育)の週当たり日数(平成30年度調査との比較)

放課後保育クラブ(学童保育)の週当たり日数を平成30年度調査と比較すると、「1週当たり5日以上」の割合が増加しています。



・放課後保育クラブ(学童保育)の利用希望学年

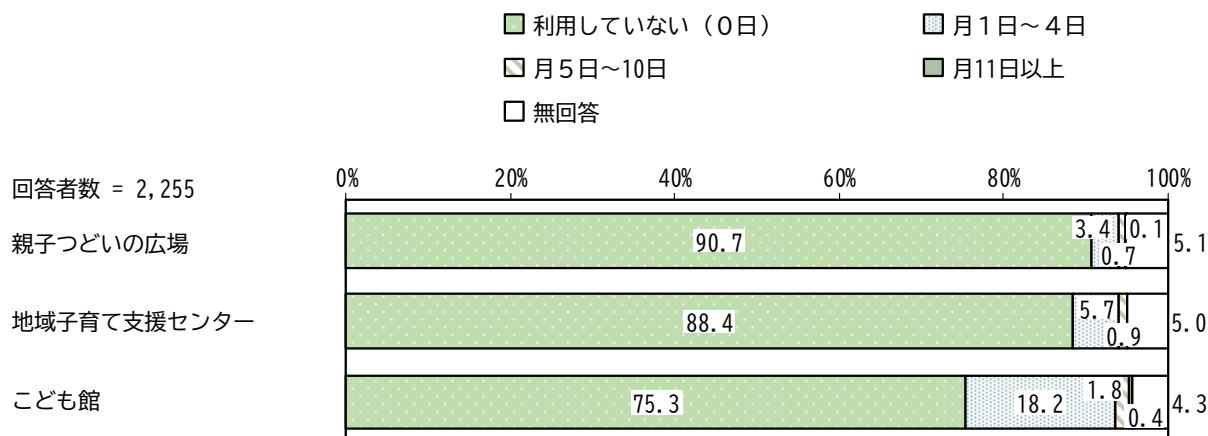
「小学校6年生まで」の割合が37.6%と最も高く、次いで「小学校3年生まで」の割合が25.3%、「小学校4年生まで」の割合が23.7%となっています。平成30年度調査と比較すると、「小学校4年生まで」の割合が減少しています。



○ 子育て支援事業の利用状況・認知度

- 市の地域子育て支援拠点（「親子つどいの広場」「地域子育て支援センター」「こども館」）の現在の利用日数

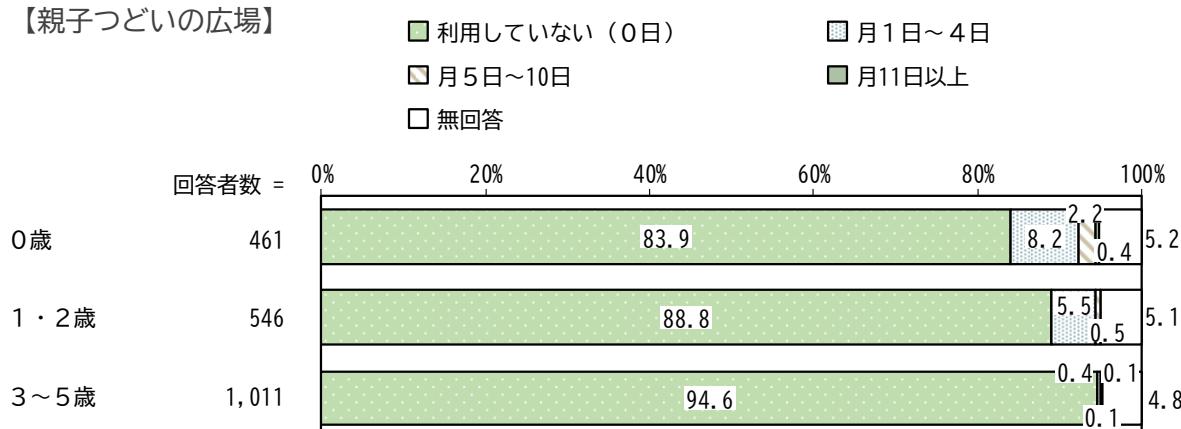
『こども館』で「月1～4日」の割合が高くなっています。



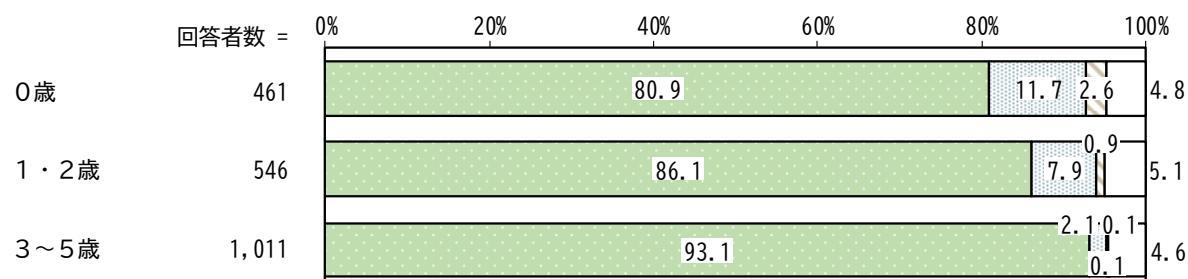
・年齢別利用状況

年齢別にみると、年齢が高くなるにつれ「利用していない（0日）」の割合が高くなる傾向がみられます。

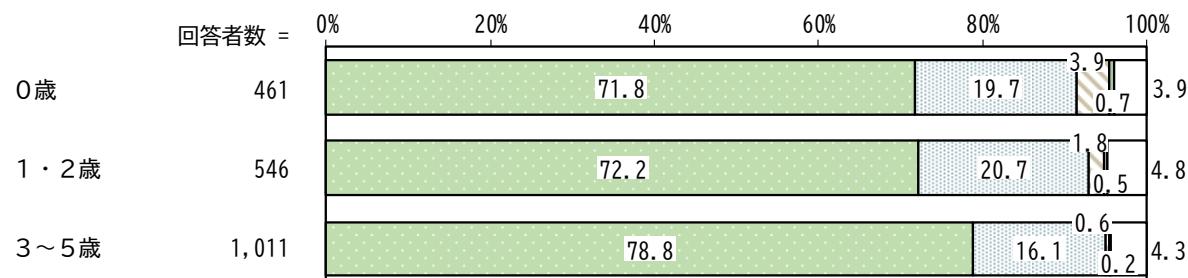
【親子つどいの広場】



【地域子育て支援センター】



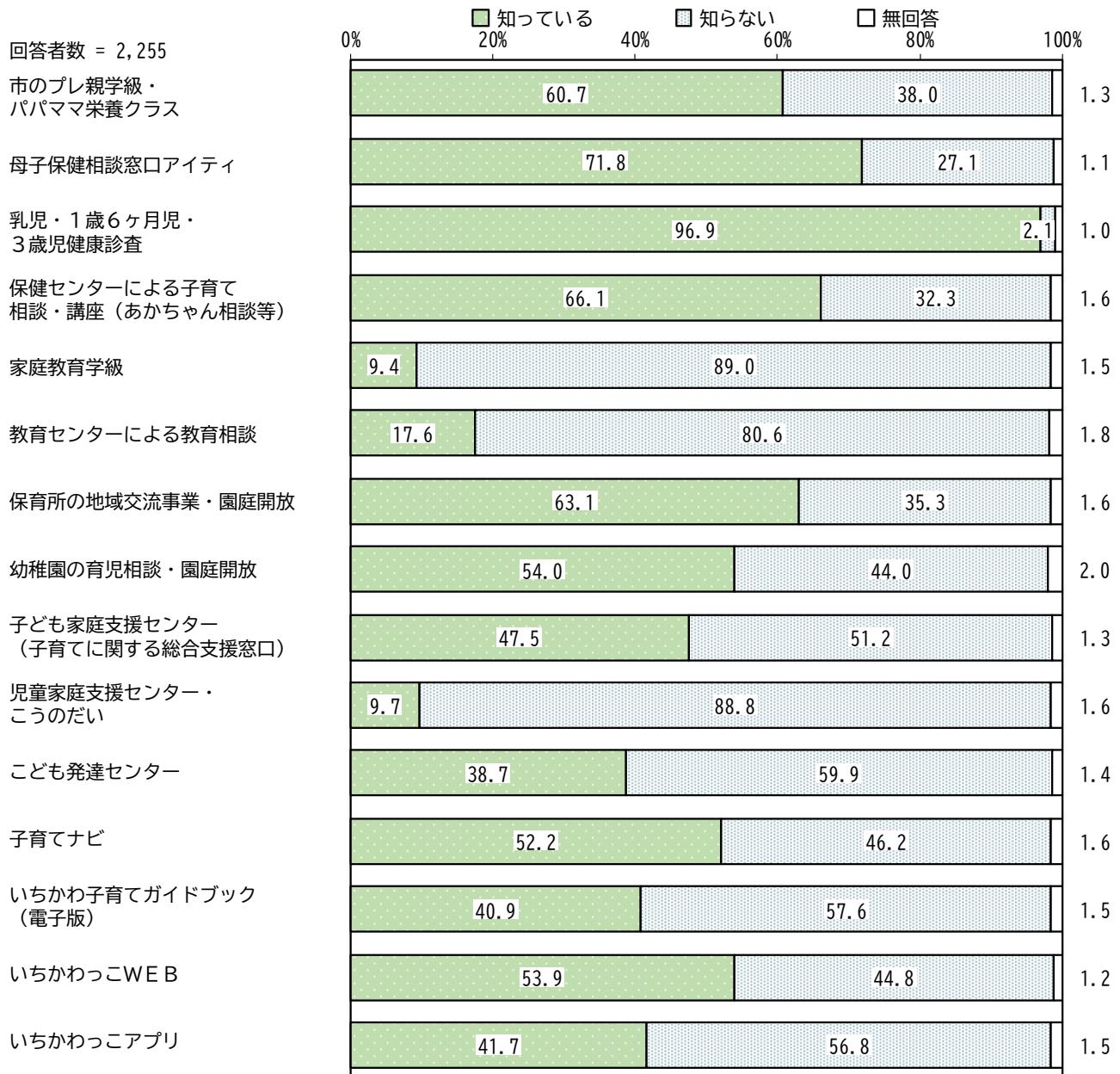
【こども館】



○ 子育て支援事業の認知度・利用状況・利用希望について

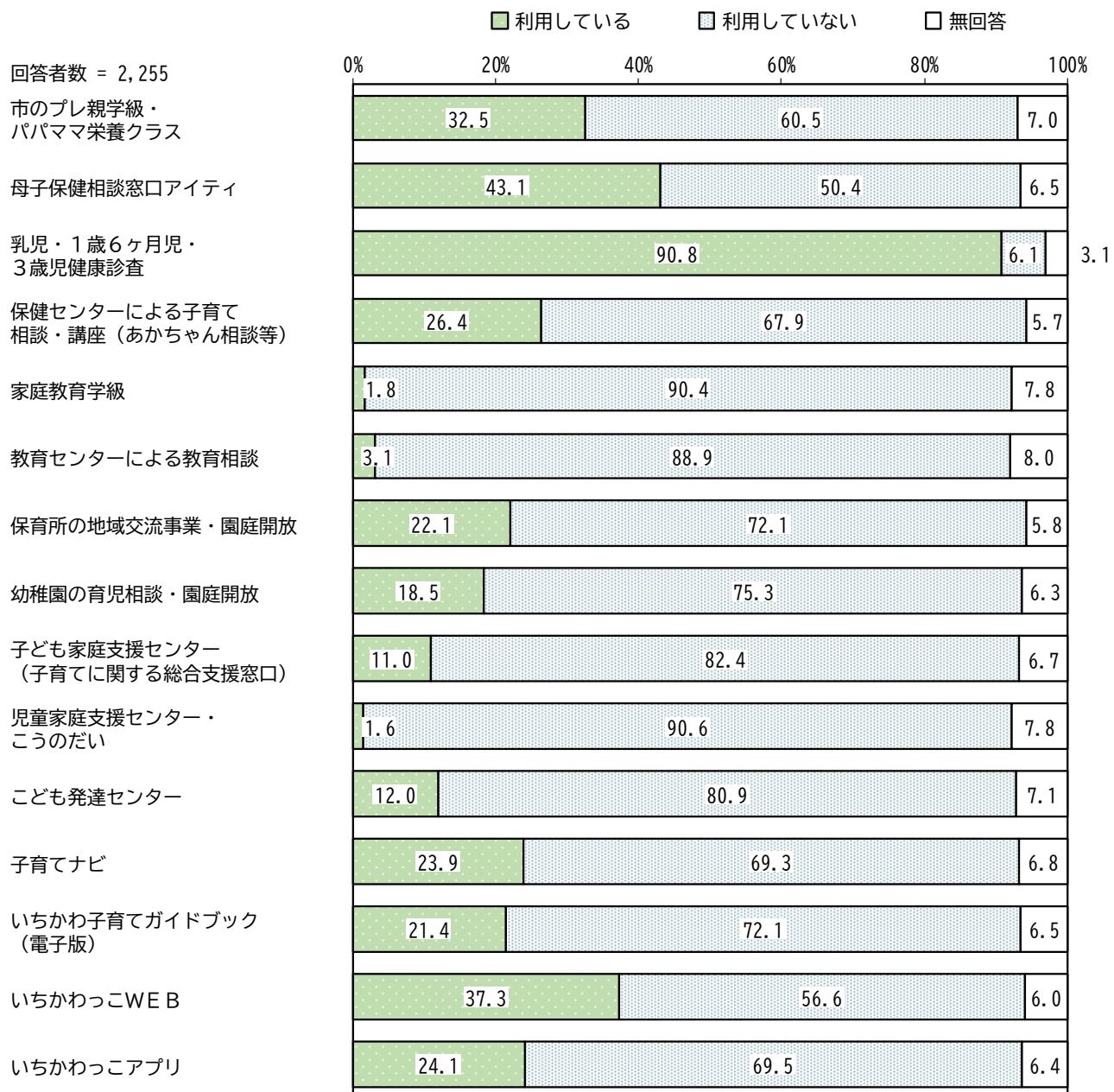
A 知っているか

『乳児・1歳6ヶ月児・3歳児健康診査』で「知っている」の割合が高くなっています。一方、『家庭教育学級』、『児童家庭支援センター・こうのだい』で「知らない」の割合が高くなっています。



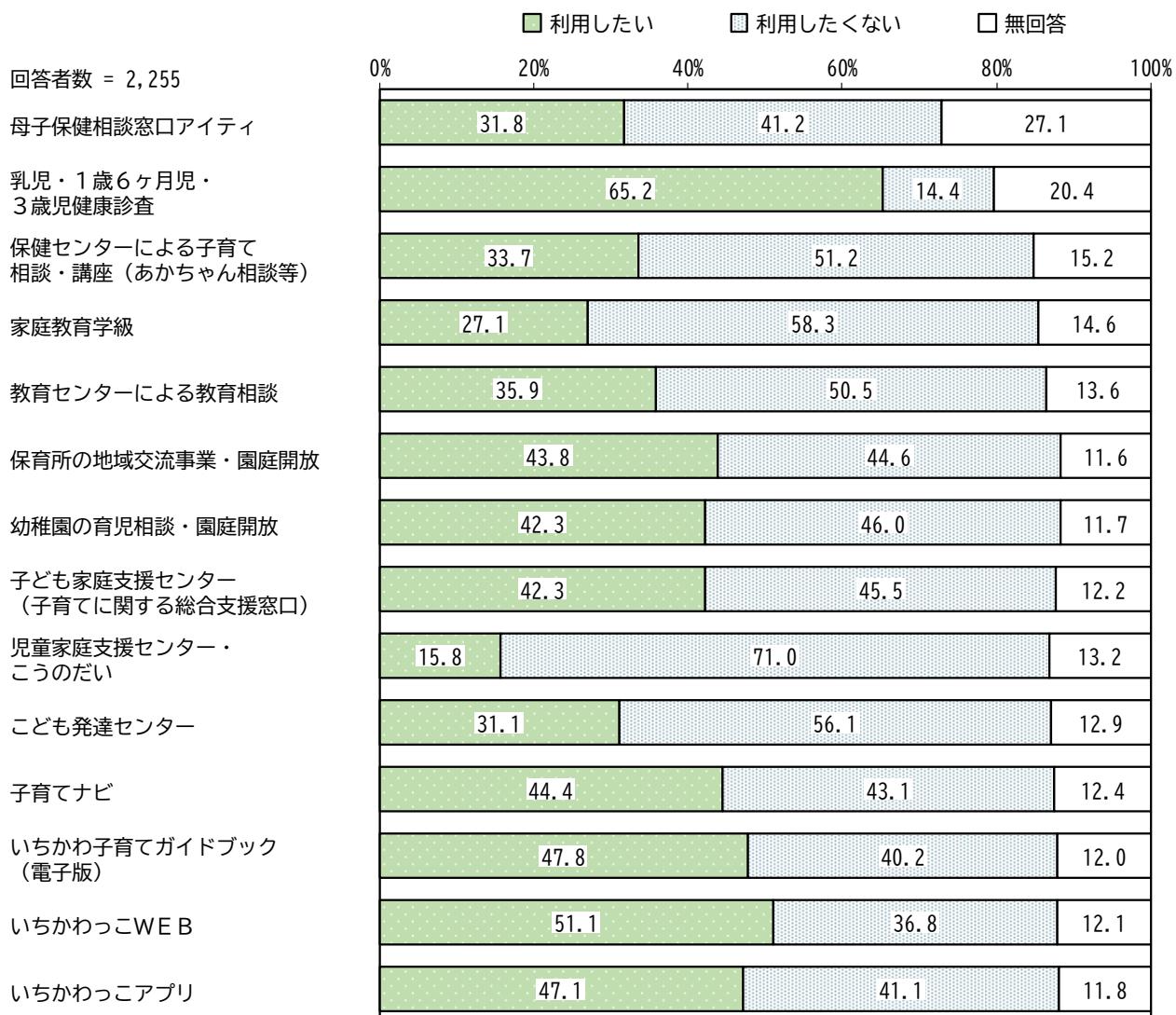
B 利用したことがあるか

『乳児・1歳6ヶ月児・3歳児健康診査』で「利用している」の割合が高くなっています。一方、『家庭教育学級』、『教育センターによる教育相談』、『児童家庭支援センター・こうのだい』で「利用していない」の割合が高くなっています。



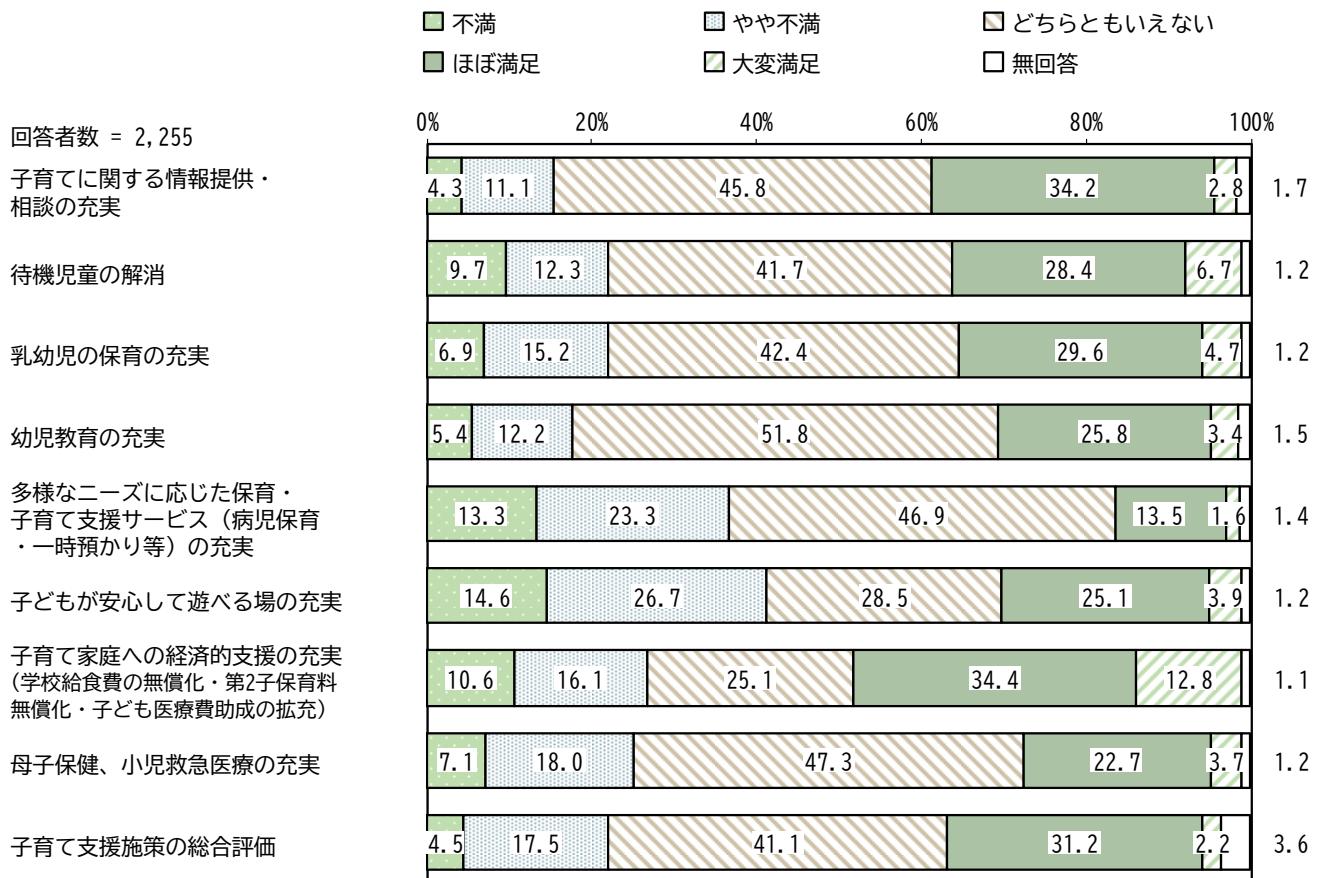
C 今後利用したいか

『乳児・1歳6ヶ月児・3歳児健康診査』で「利用したい」の割合が高くなっています。一方、『児童家庭支援センター・こうのだい』で「利用したくない」の割合が高くなっています。



○ 市川市の子育て支援施策に対する「満足度」

『多様なニーズに応じた保育・子育て支援サービス(病児保育・一時預かり等)の充実』、『子どもが安心して遊べる場の充実』で「不満」の割合が高くなっています。一方、『子育て家庭への経済的支援の充実(学校給食費の無償化・第2子保育料無償化・子ども医療費助成の拡充)』で「大変満足」の割合が高くなっています。



- ・女性の社会進出が加速する中、本市でも0歳から2歳までの間に保育園の利用を希望する世帯が増え続けており、小学校就学後においても放課後保育クラブの利用を希望する世帯が増加傾向です。
- ・一方、在宅家庭への支援としての子育て支援事業の利用状況は、現状ではあまり高くない事業もあるものの、利用を希望する人が多い事業も多くなっています。
- ・市の子育て支援施策に対する満足度については、平成30年度調査よりも満足度が高くなっている事業が多く、特に待機児童や経済的な負担軽減で大きな成果が得られています。

(2)中高生ふだんの生活に関するアンケート

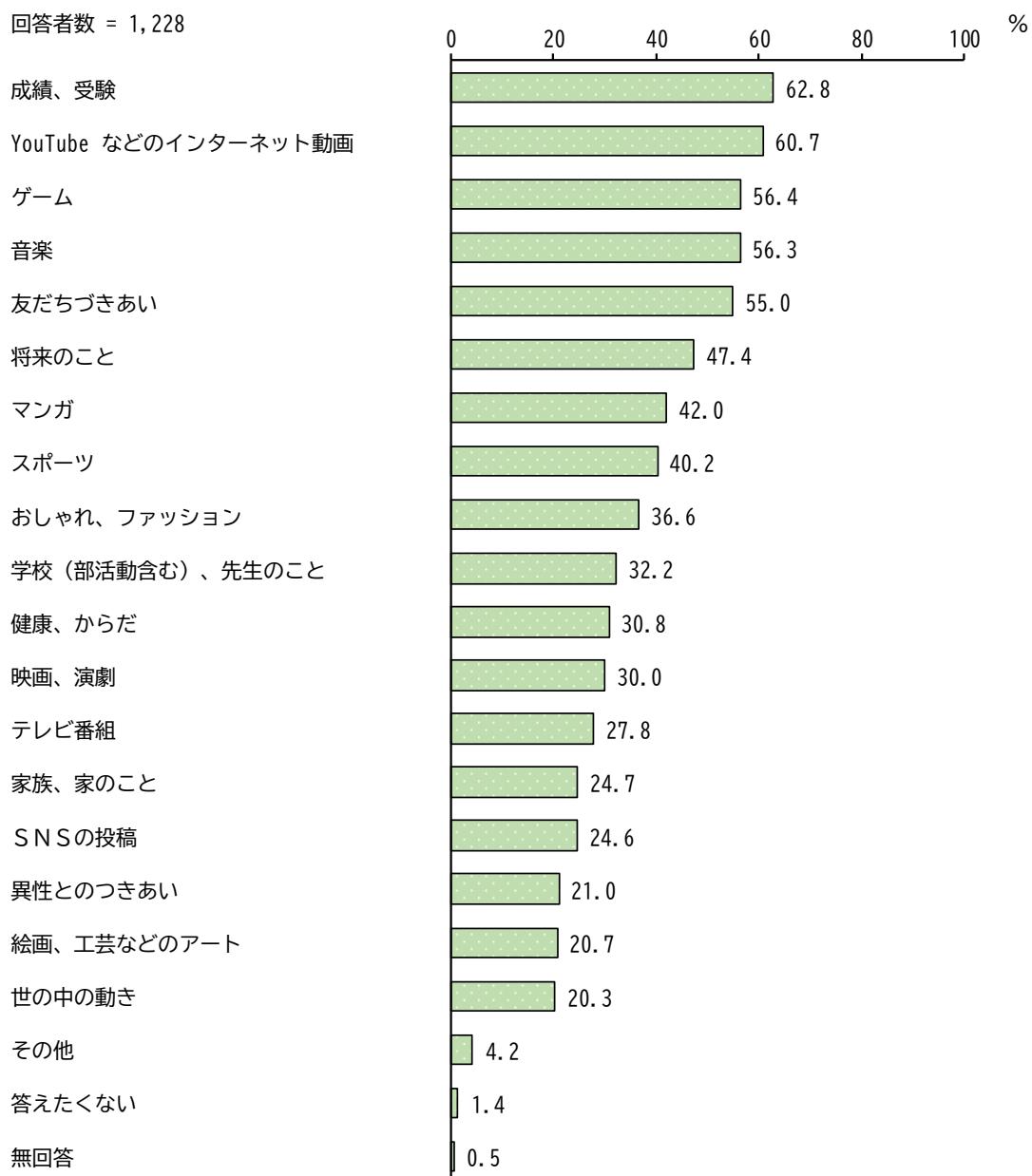
調査期間	令和5年12月22日～令和6年1月12日
調査対象者	市立中学校・市内高等学校生徒
実施方式	案内文配布によるインターネット回答
調査概要	今の関心ごとや、普段の生活に関することについて調査するもの。
回答数	中学生：1,228件 高校生：869件

【中学生】

○ あなたは、今、どんなことに関心をもっていますか。あてはまる項目をすべて選んでください。

「成績、受験」の割合が62.8%と最も高く、次いで「YouTubeなどのインターネット動画」の割合が60.7%、「ゲーム」の割合が56.4%となっています。

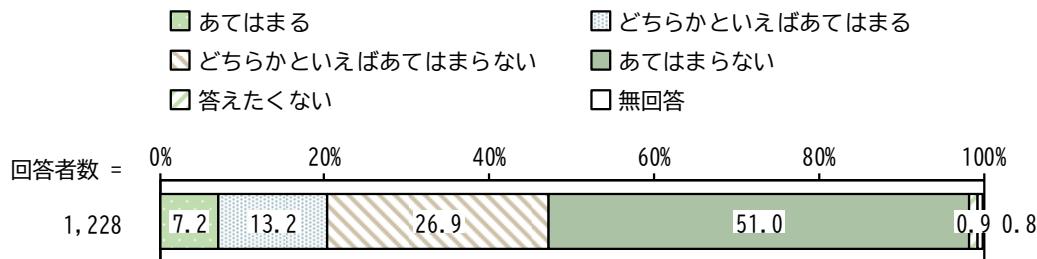
回答者数 = 1,228



○ あなた自身のことや家族・周りの人との関係について、どの程度あてはまりますか。

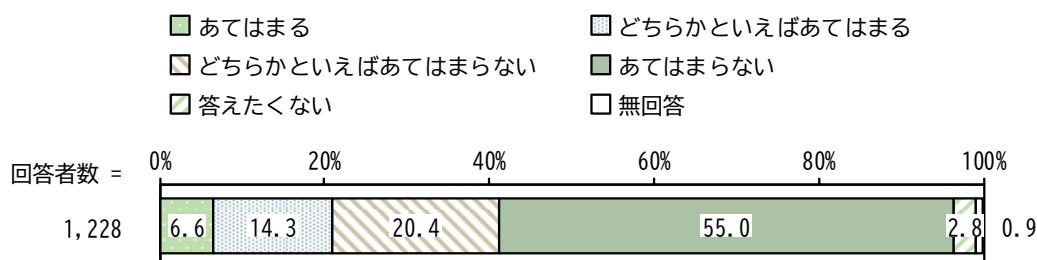
1. 家での食事はひとりで食べることが多い

「あてはまらない」の割合が51.0%と最も高く、次いで「どちらかといえばあてはまらない」の割合が26.9%、「どちらかといえばあてはまる」の割合が13.2%となっています。



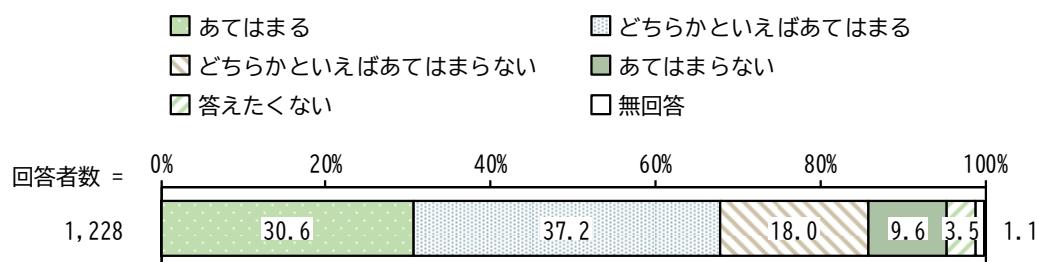
2. 孤独を感じことがある

「あてはまらない」の割合が55.0%と最も高く、次いで「どちらかといえばあてはまらない」の割合が20.4%、「どちらかといえばあてはまる」の割合が14.3%となっています。



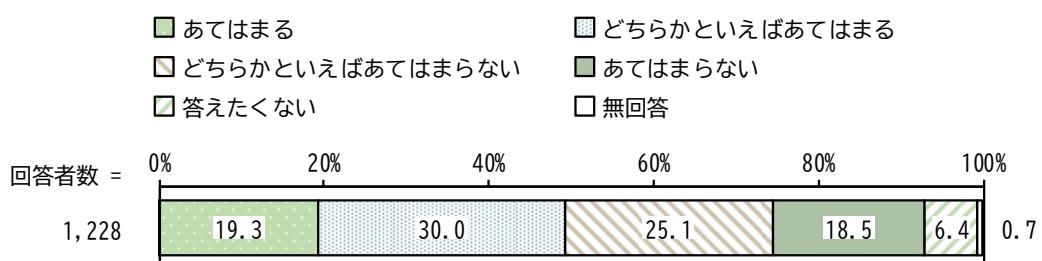
3. 家族は自分の気持ちを理解していると思う

「どちらかといえばあてはまる」の割合が37.2%と最も高く、次いで「あてはまる」の割合が30.6%、「どちらかといえばあてはまらない」の割合が18.0%となっています。



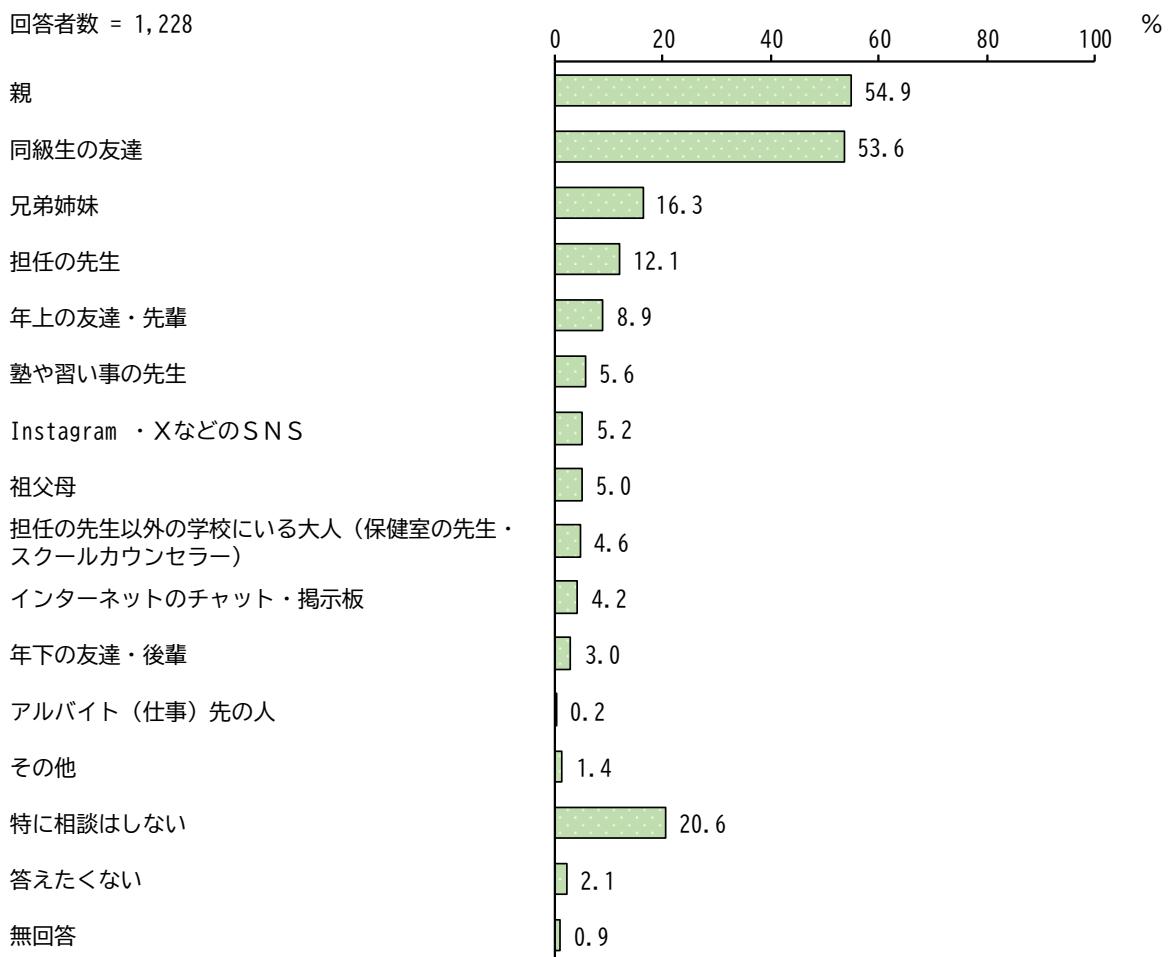
4. 自分のことが好きだ

「どちらかといえばあてはまる」の割合が30.0%と最も高く、次いで「どちらかといえばあてはまらない」の割合が25.1%、「あてはまる」の割合が19.3%となっています。



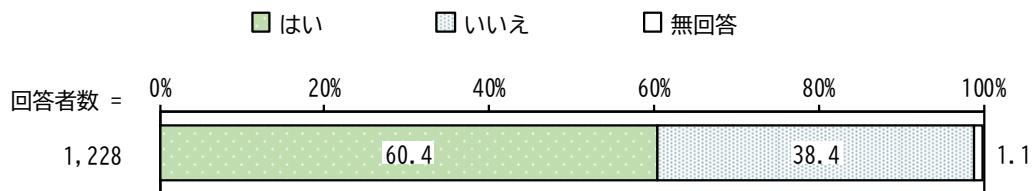
○ 悩みや不安を感じたときに、だれ・どこに相談していますか。

「親」の割合が 54.9%と最も高く、次いで「同級生の友達」の割合が 53.6%、「特に相談はしない」の割合が 20.6%となっています。



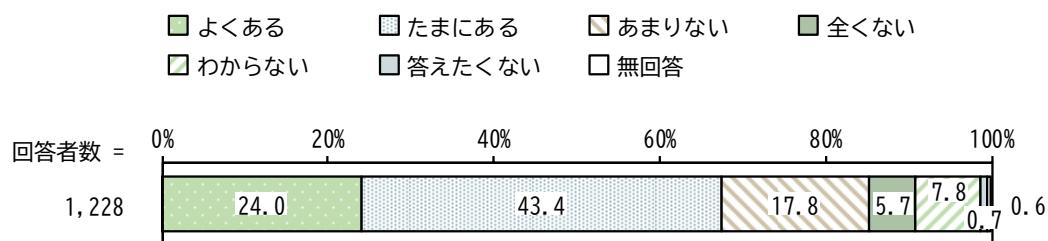
○ あなたには、将来の夢はありますか。

「はい」の割合が 60.4%、「いいえ」の割合が 38.4%となっています。



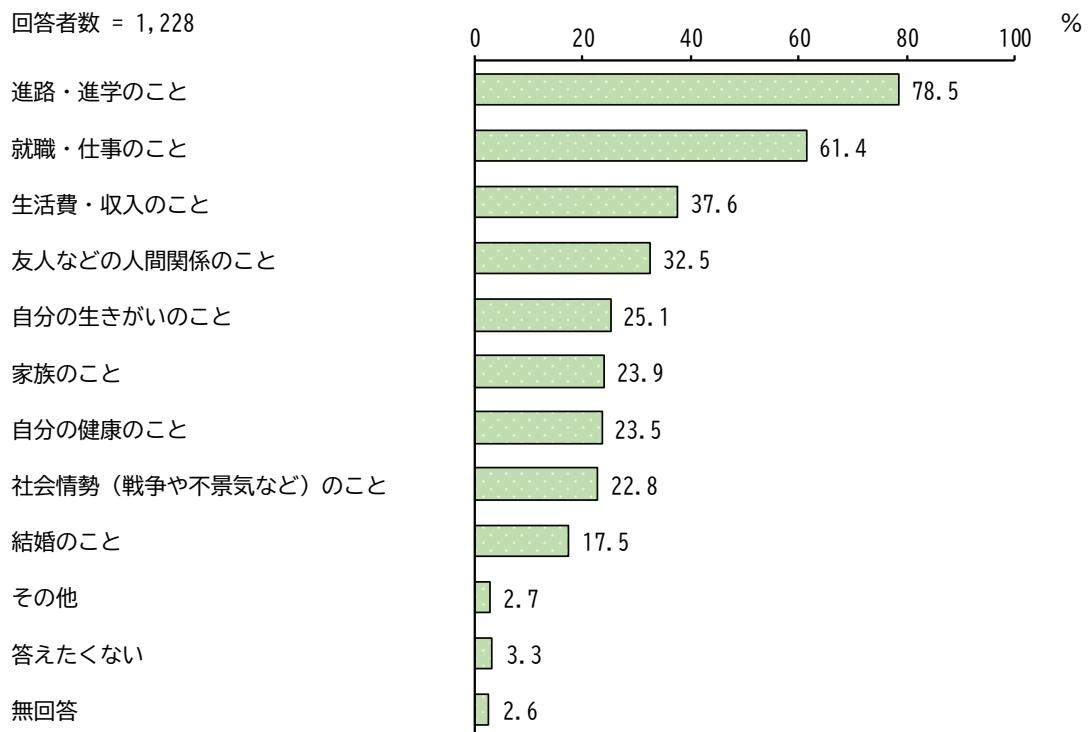
○ あなたは、将来(自分の未来)に対して不安を感じることはありますか。

「たまにある」の割合が 43.4%と最も高く、次いで「よくある」の割合が 24.0%、「あまりない」の割合が 17.8% となっています。



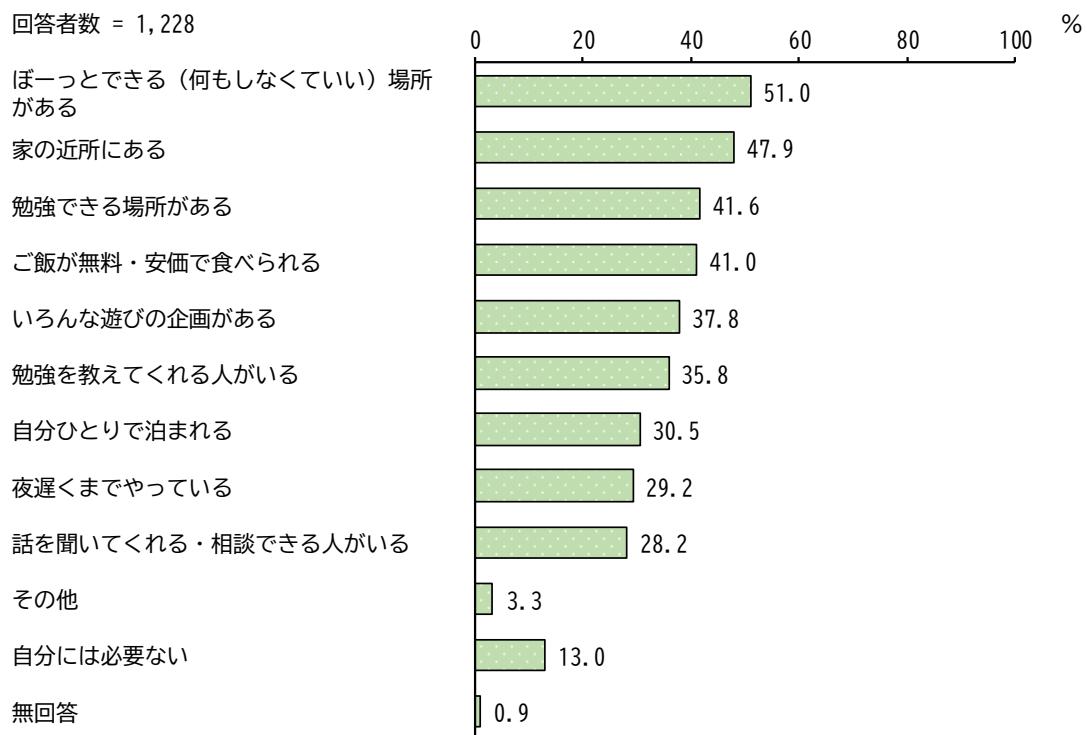
○ 将来に対する不安は、主にどのようなことですか。あてはまる項目をすべて選んでください。

「進路・進学のこと」の割合が 78.5%と最も高く、次いで「就職・仕事のこと」の割合が 61.4%、「生活費・収入のこと」の割合が 37.6%となっています。



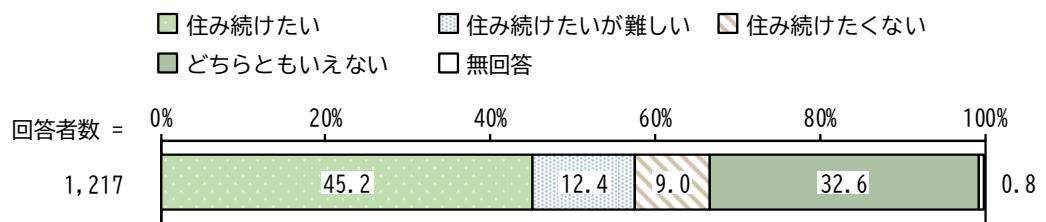
○ 市が中高生世代向けに居場所を作ろうとする場合、あなたは市にどんなことを求めますか。

「ぼーっとできる(何もしなくていい)場所がある」の割合が 51.0%と最も高く、次いで「家の近所にある」の割合が 47.9%、「勉強できる場所がある」の割合が 41.6%となっています。



○ 10 年後も市川市という街に住み続けたいと思いますか。

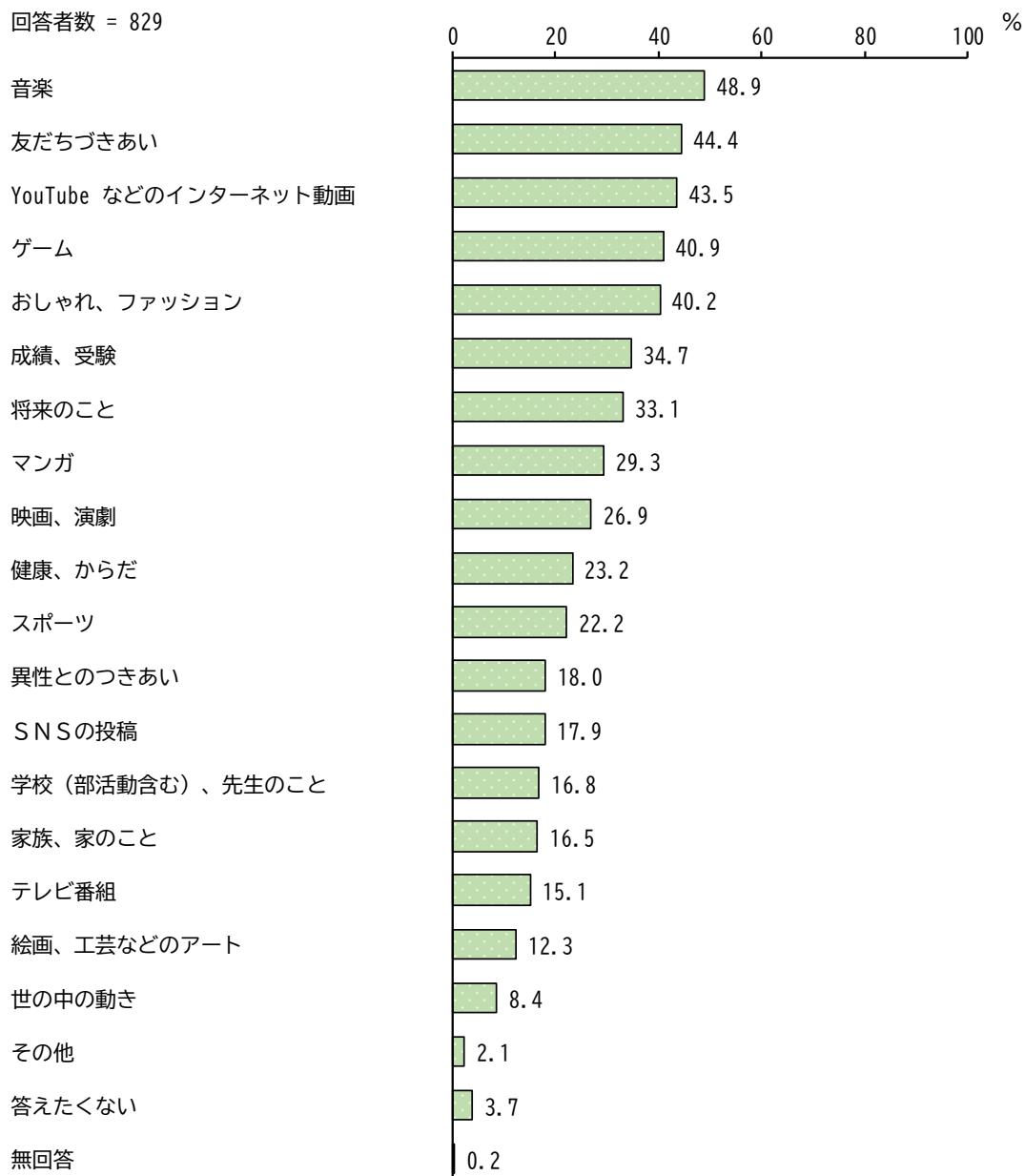
「住み続けたい」の割合が 45.2%と最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が 32.6%、「住み続けたいが難しい」の割合が 12.4%となっています。



【高校生】

- あなたは、今、どんなことに関心をもっていますか。あてはまる項目をすべて選んでください。

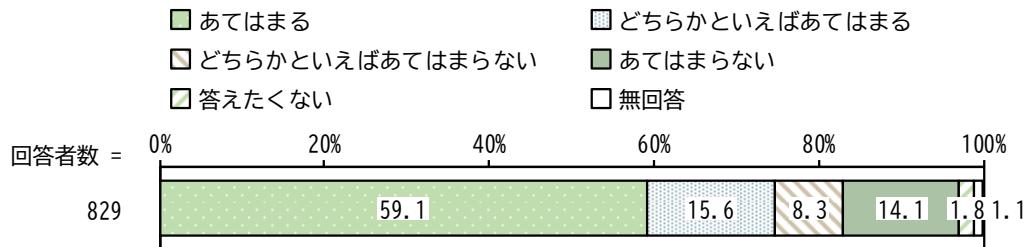
「音楽」の割合が 48.9%と最も高く、次いで「友だちづきあい」の割合が 44.4%、「YouTube などのインターネット動画」の割合が 43.5%となっています。



- あなた自身のことや家族・周りの人との関係について、次の1~12の項目はどの程度あてはまりますか。
それぞれ、あてはまる項目を1つ選んでください。

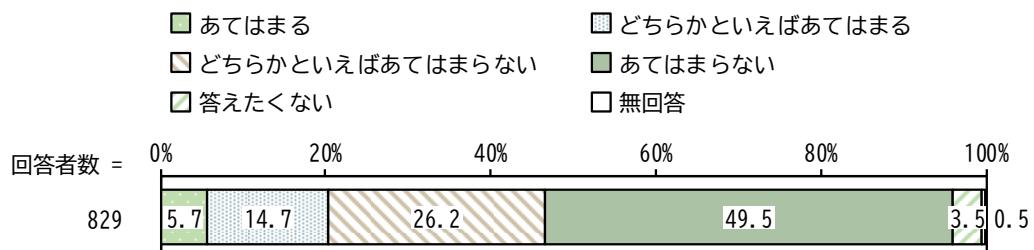
1. 毎日朝ごはんを食べる

「あてはまる」の割合が59.1%と最も高く、次いで「どちらかといえばあてはまる」の割合が15.6%、「あてはまらない」の割合が14.1%となっています。



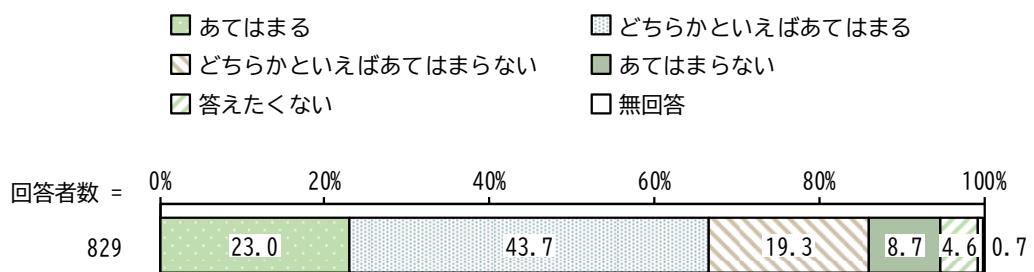
2. 孤独を感じことがある

「あてはまらない」の割合が49.5%と最も高く、次いで「どちらかといえばあてはまらない」の割合が26.2%、「どちらかといえばあてはまる」の割合が14.7%となっています。



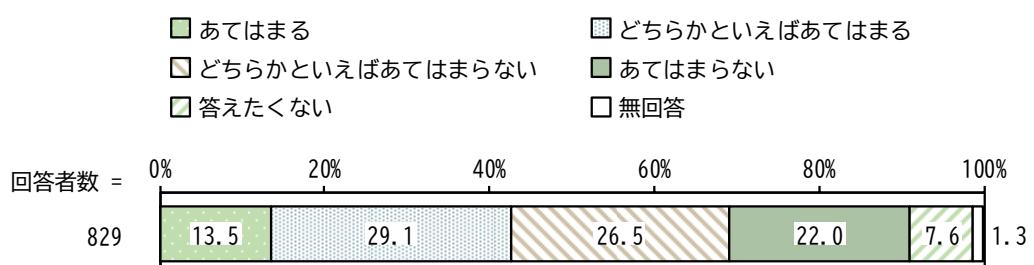
3. 家族は自分の気持ちを理解していると思う

「どちらかといえばあてはまる」の割合が43.7%と最も高く、次いで「あてはまる」の割合が23.0%、「どちらかといえばあてはまらない」の割合が19.3%となっています。



4. 自分のことが好きだ

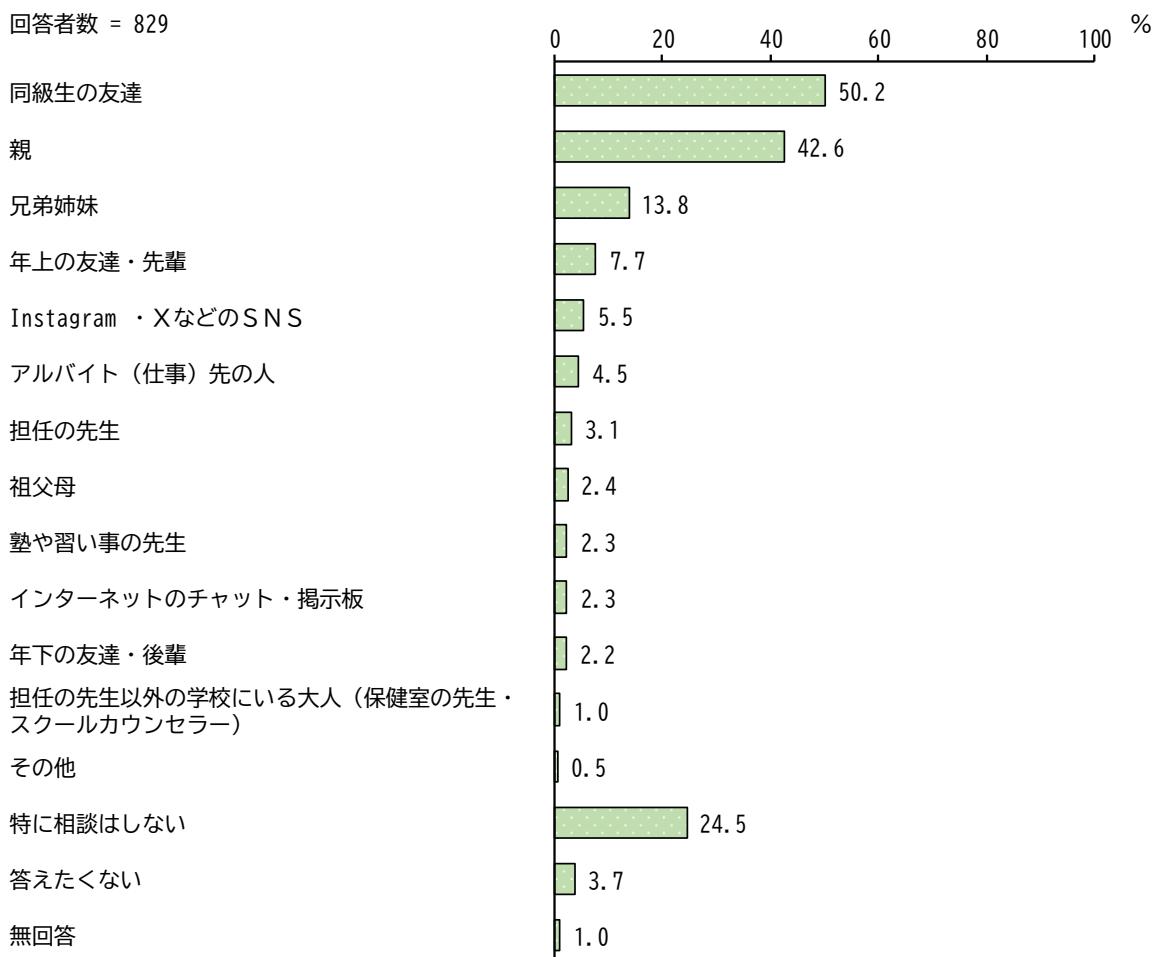
「どちらかといえばあてはまる」の割合が29.1%と最も高く、次いで「どちらかといえばあてはまらない」の割合が26.5%、「あてはまらない」の割合が22.0%となっています。



○ 悩みや不安を感じたときに、だれ・どこに相談していますか。

「同級生の友達」の割合が 50.2%と最も高く、次いで「親」の割合が 42.6%、「特に相談はしない」の割合が 24.5%となっています。

回答者数 = 829



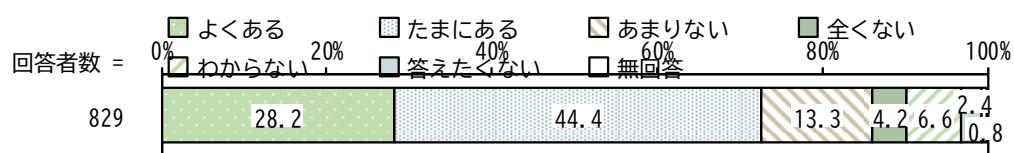
○ あなたには、将来の夢はありますか。

「はい」の割合が 59.0%、「いいえ」の割合が 40.2%となっています。



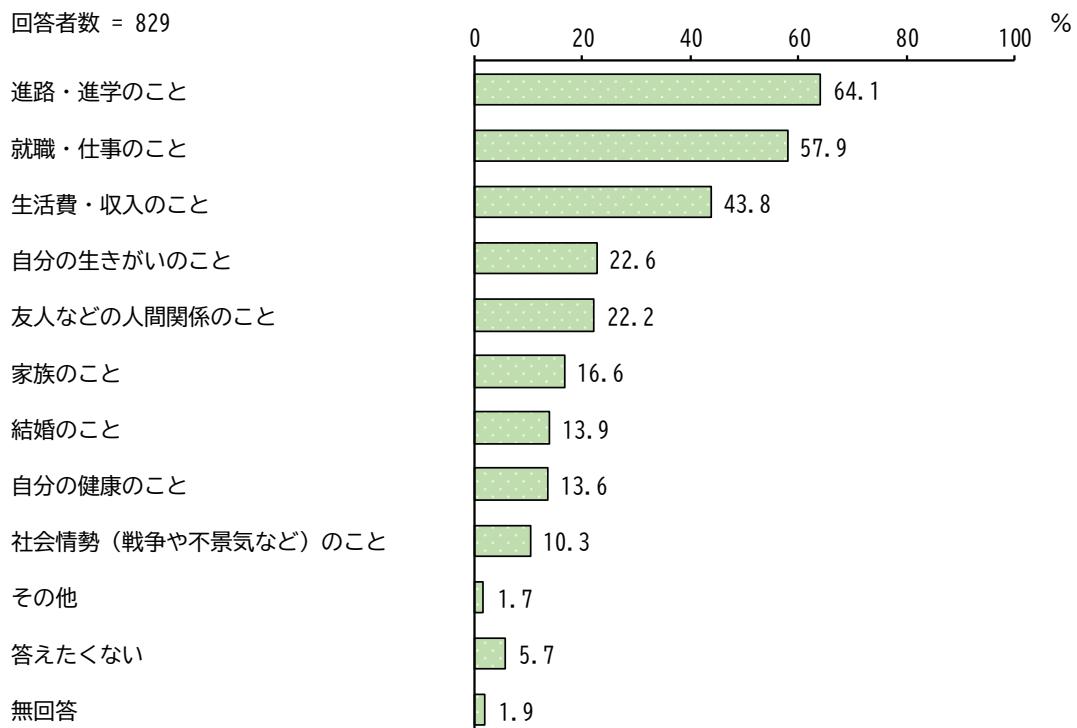
○ あなたは、将来(自分の未来)に対して不安を感じることはありますか。

「たまにある」の割合が 44.4%と最も高く、次いで「よくある」の割合が 28.2%、「あまりない」の割合が 13.3%となっています。



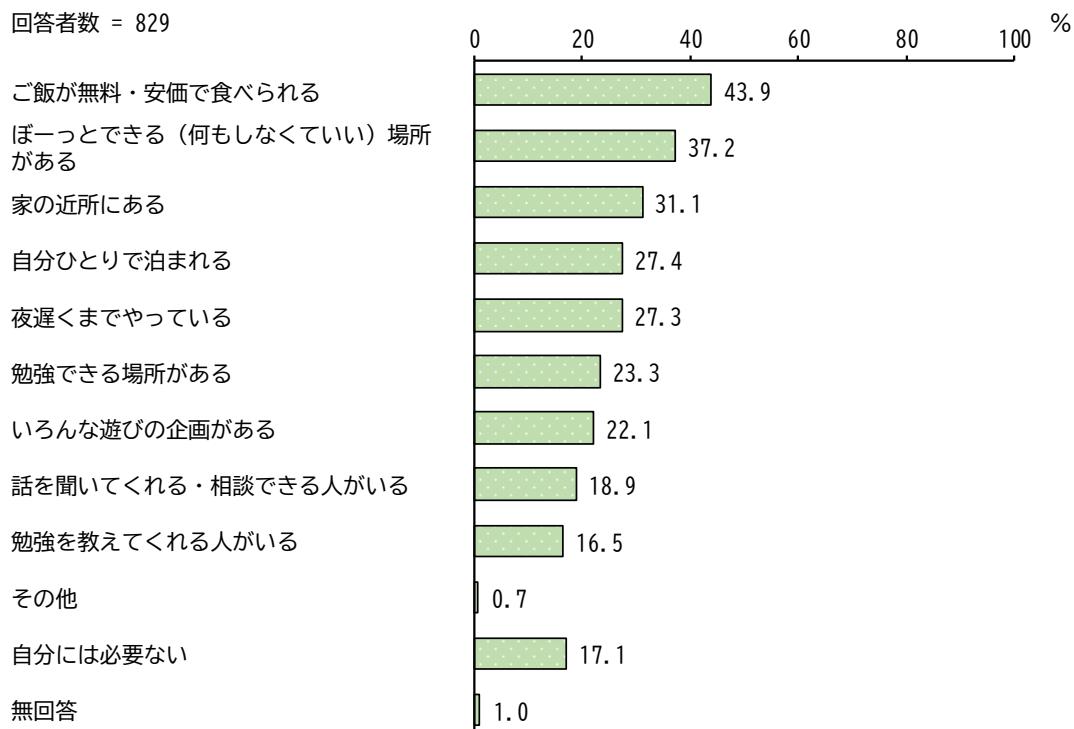
○ 将来に対する不安は、主にどのようなことですか。あてはまる項目をすべて選んでください。

「進路・進学のこと」の割合が 64.1%と最も高く、次いで「就職・仕事のこと」の割合が 57.9%、「生活費・収入のこと」の割合が 43.8%となっています。



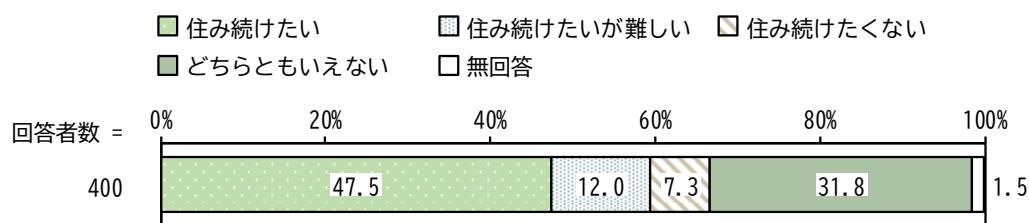
○ 市が中高生世代向けに居場所を作ろうとする場合、あなたは市にどんなことを求めますか。

「ご飯が無料・安価で食べられる」の割合が43.9%と最も高く、次いで「ぼーっとできる(何もしなくていい)場所がある」の割合が37.2%、「家の近所にある」の割合が31.1%となっています。



○ 10年後も市川市という街に住み続けたいと思いますか。

「住み続けたい」の割合が47.5%と最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が31.8%、「住み続けたいが難しい」の割合が12.0%となっています。



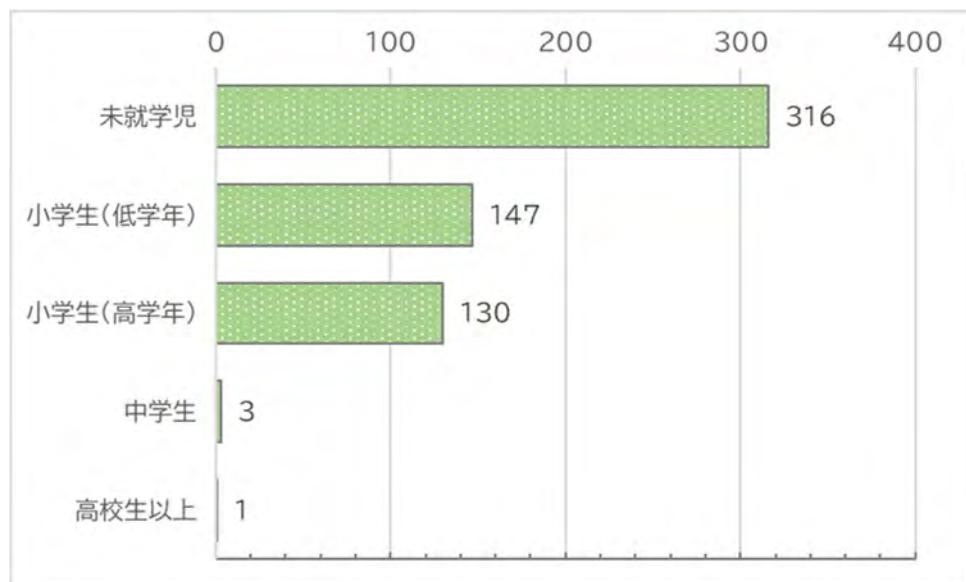
・中高生とともに、回答者のうち20%以上が孤独を感じたことがある、と回答しているほか、自分が好きかを問う設問では、40%以上が「あまり好きではない、好きではない」と回答しており、自己肯定感の低さを感じられます。

・また、将来の夢の有無を問う設問では、回答者のうち40%前後が将来の夢がない、と回答しており、自身の将来に希望を感じられないことが見受けられます。

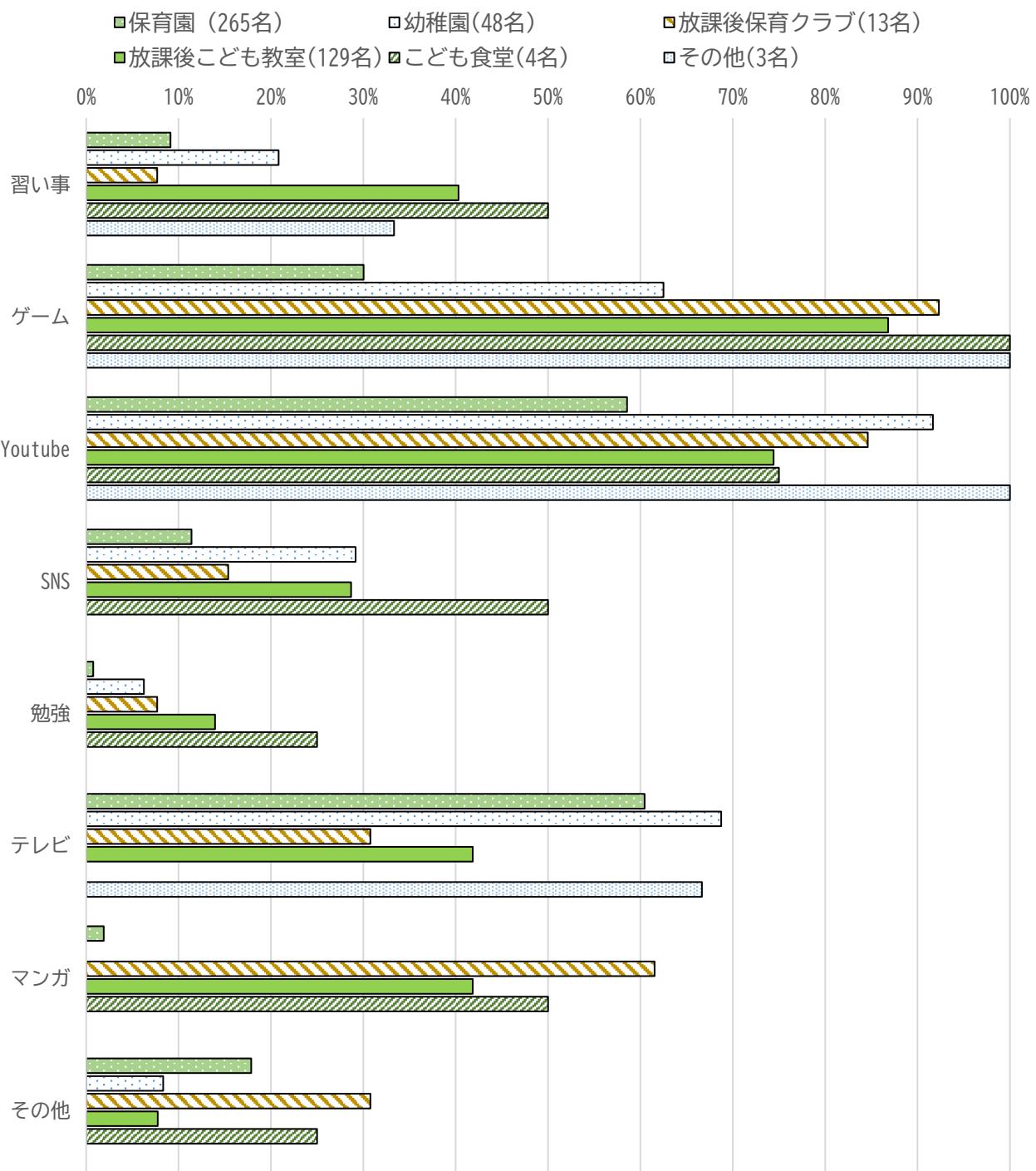
(3)ふだんの子どもの様子に関する施設職員向けアンケート

調査期間	令和6年12月6日～令和6年12月20日														
調査対象者	市内保育園・幼稚園・認定こども園・放課後保育クラブ・放課後子ども教室・こども食堂等に従事している全職員(職種を問わず)														
実施方式	案内文配布によるインターネット回答														
調査概要	子どもの意見聴取の一環として日常的に子どもたちに携わる施設の職員に対して、子どもたちのふだんの様子に関するアンケート調査を実施するもの														
回答数	<table> <tr> <td>保育園</td> <td>265件</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>48件</td> </tr> <tr> <td>認定こども園</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>放課後保育クラブ</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>放課後子ども教室</td> <td>129件</td> </tr> <tr> <td>こども食堂</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>462件</td> </tr> </table>	保育園	265件	幼稚園	48件	認定こども園	3件	放課後保育クラブ	13件	放課後子ども教室	129件	こども食堂	4件	合 計	462件
保育園	265件														
幼稚園	48件														
認定こども園	3件														
放課後保育クラブ	13件														
放課後子ども教室	129件														
こども食堂	4件														
合 計	462件														

○ ふだん支援している子どもの対象を教えてください。



○ ふだん携わっているこどもたちが、今興味のあることについて教えてください。

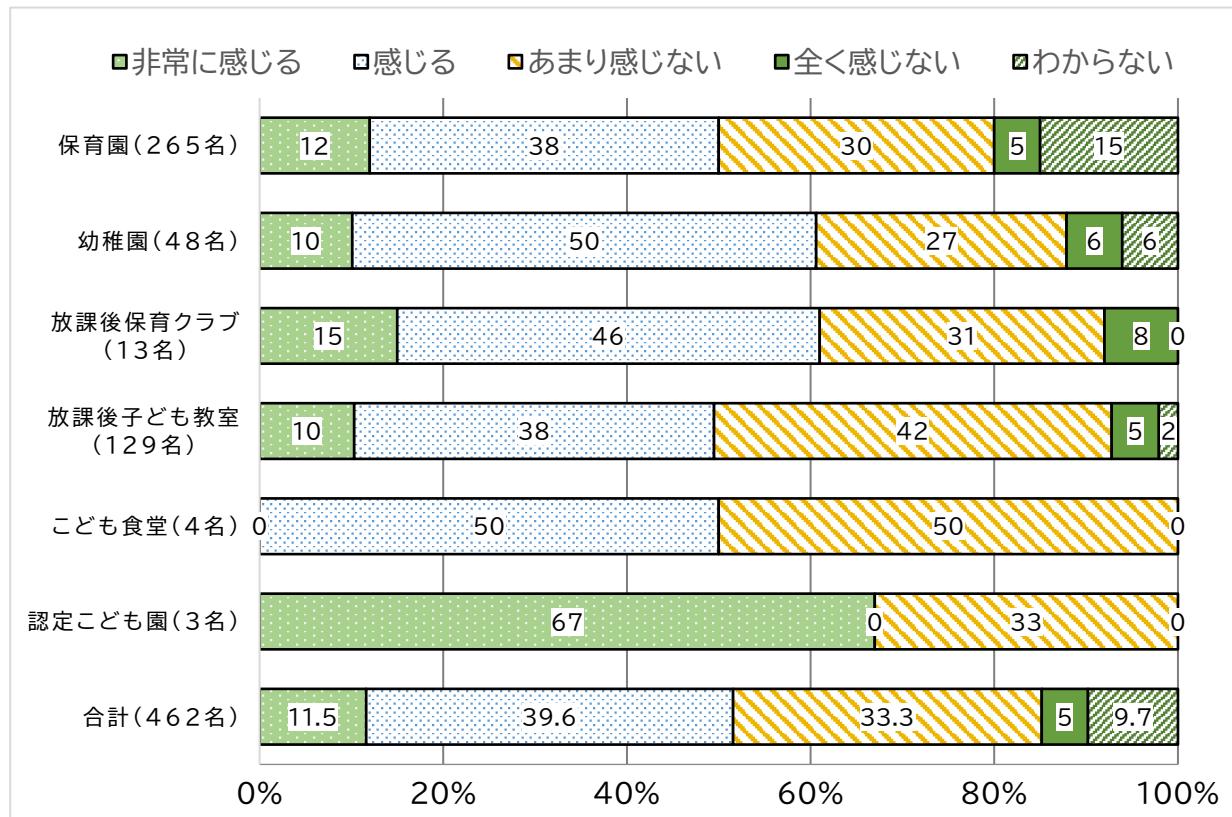


・ その他の項目の主な意見

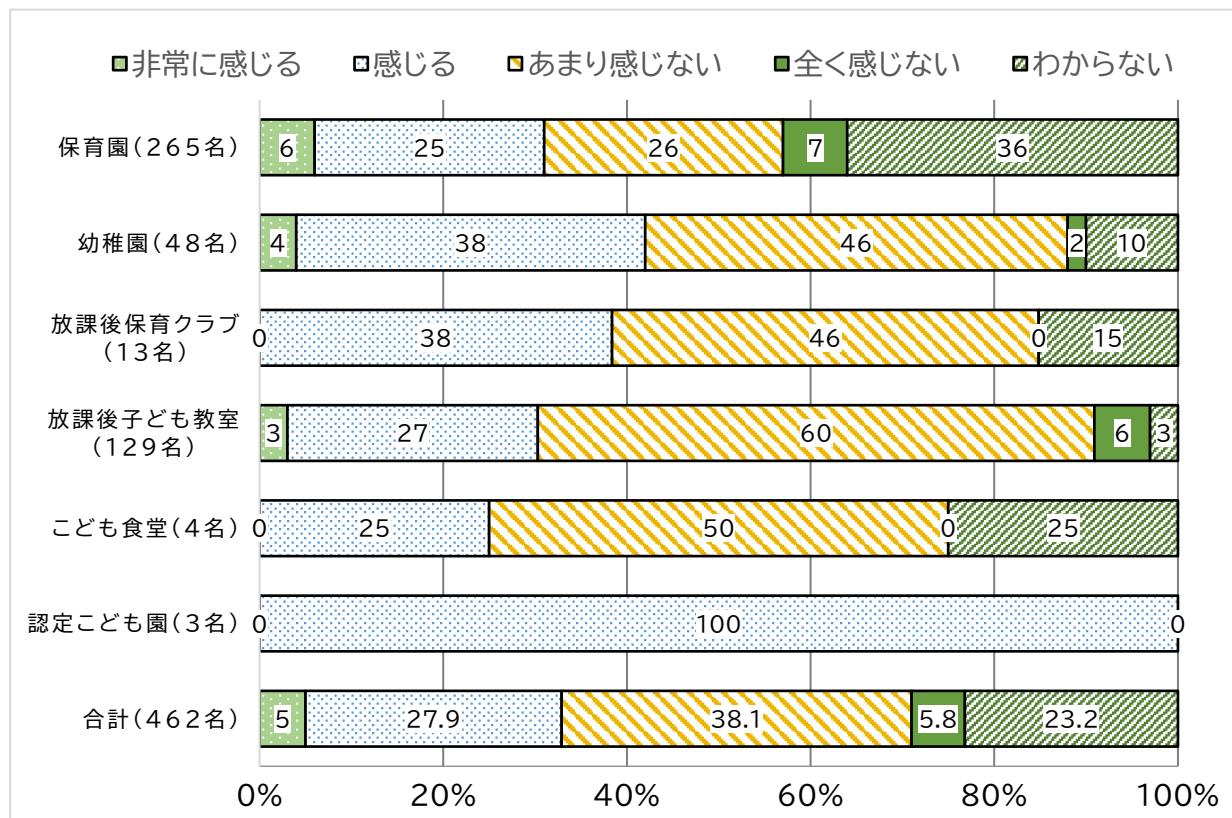
施設種別	項目
保育園	知育玩具・ごっこ遊び・アニメキャラクター
幼稚園	アニメキャラクター・外遊び
放課後子ども教室	スポーツ（外遊び、ドッジボール）・自由工作
放課後保育クラブ	スポーツ（外遊び、サッカー、野球）

○ こどもたちが直面している困難と思われることについて、教えてください。

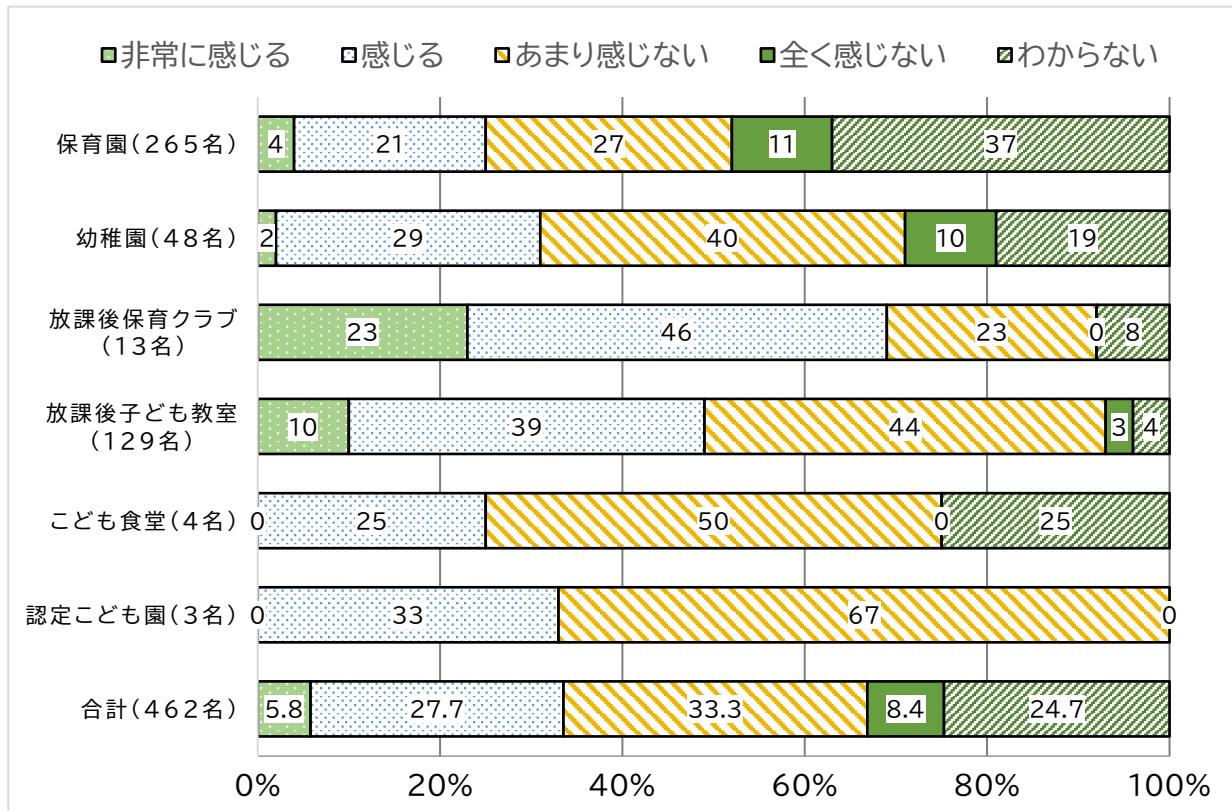
家庭に関すること



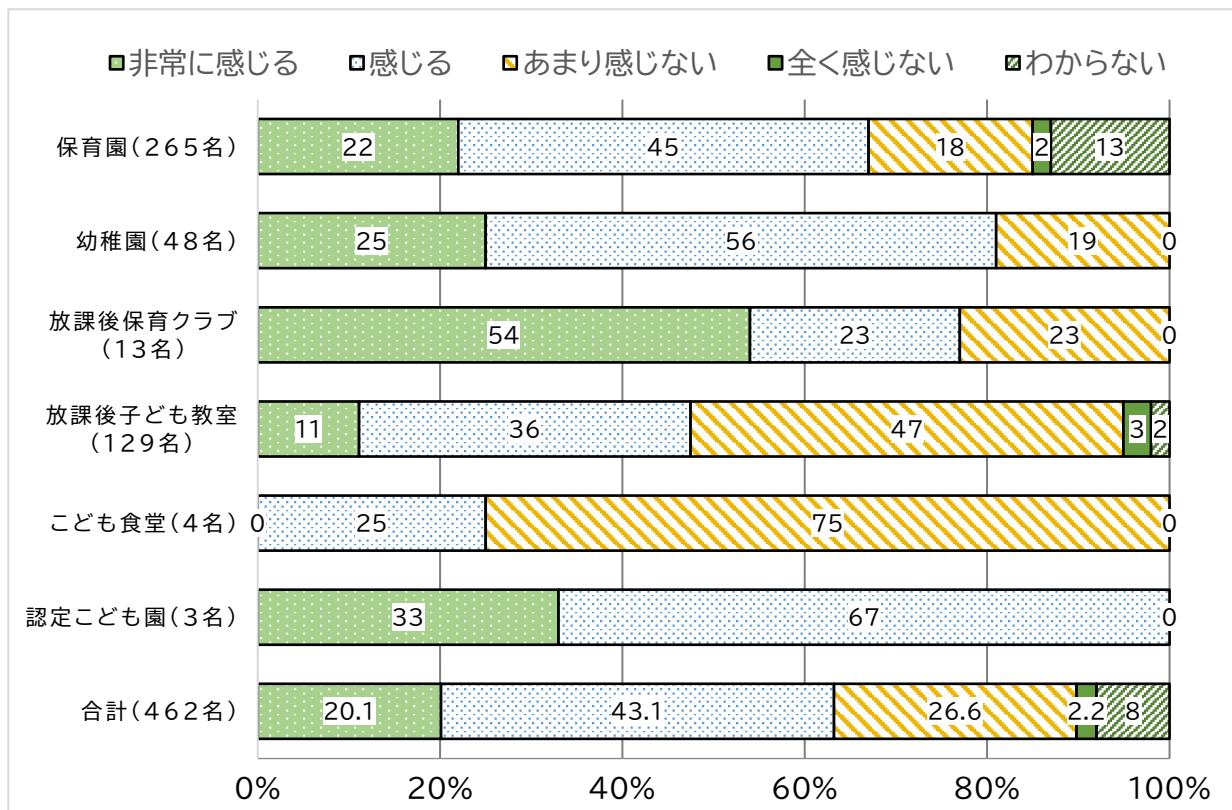
学校に関すること



勉強に関すること



発達に関すること



- 前問で困難なことを非常に感じている、または感じている、とお答えした方に伺います。具体的にどのようなことが困難と考えられますか。

保育園

項目	主な意見（抜粋）
家族のこどもにかける時間に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・家族でゆったりと過ごす時間が少ない。 ・仕事をフルタイムでしているご家庭が多いこともあり、家でのコミュニケーションをとる時間が足りないように感じています。そのため、こども達が上手く甘えられない様子が見られるように感じています。 ・家庭内のコミュニケーションが希薄で愛着形成ができない。 ・家庭にいる時間が短すぎて、家庭での学習習慣や、家族との関係作りが構築できない。
家庭環境のこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲームや YouTube 依存で夜遅くまで起きていて、生活リズムが崩れている家庭がおおい。
家庭の経済状況のこと	<ul style="list-style-type: none"> ・塾に行きたくても行けない家庭がある。ひとり親家庭に塾などの支援があるのは知っているが、通うには遠いなど、良さが見えない。 ・小学校への先取り学習について、個々の家庭の意識や経済力の違いにより年々子ども間の差が大きくなってくる傾向で、保育園ではひらがな読み書きまでは教えて卒園させているが、入学後のスタートで、わからなかつたり逆に退屈したりで躊躇かないか懸念している。 ・保育の 2 人目無償化などの対策はされていますが、その必要のないくらい収入のある人が対象になり、1 人目から無償の対象でも良い家庭もいるのでは…と思ってしまう現実もある気がする。
発達のこと	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達について悩める保護者が多く、そういう子どもも増えている印象があります。施設でその子にとって適した環境なのか。保護者も安心して育児できるのかというところで困難を感じているのではと思います。 ・発達の遅れを福祉に繋げることの難しさを感じている。 ・家庭と園との発達に関する思いの相違
こどもの遊び場のこと	<ul style="list-style-type: none"> ・自由に遊ぶ場所がない。 ・社会が子どもの遊びを制限している。 ・公園でのボール遊びが中止されたり、遊具も危険な事があると、取り外されてしまったりする。自分で危険な所や物などを知る事、危険を回避する事が出来ないように感じる。

幼稚園

項目	主な意見（抜粋）
家族の子どもにかける時間に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・家でテレビやゲーム、おもちゃで遊ぶ時間が長く、製作に全く触れていない子は、家では身の回りのことを親に全てやってもらう傾向にあり、保護者のせいにする、自分で話を聞いて理解して取り組むことが困難なように見受けられる。 ・先回りしてしまう保護者が多い。それ故に様々な経験不足の子どもが多い。
発達に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内で発達の理解ができないことから、必要な援助が足りない気がする。

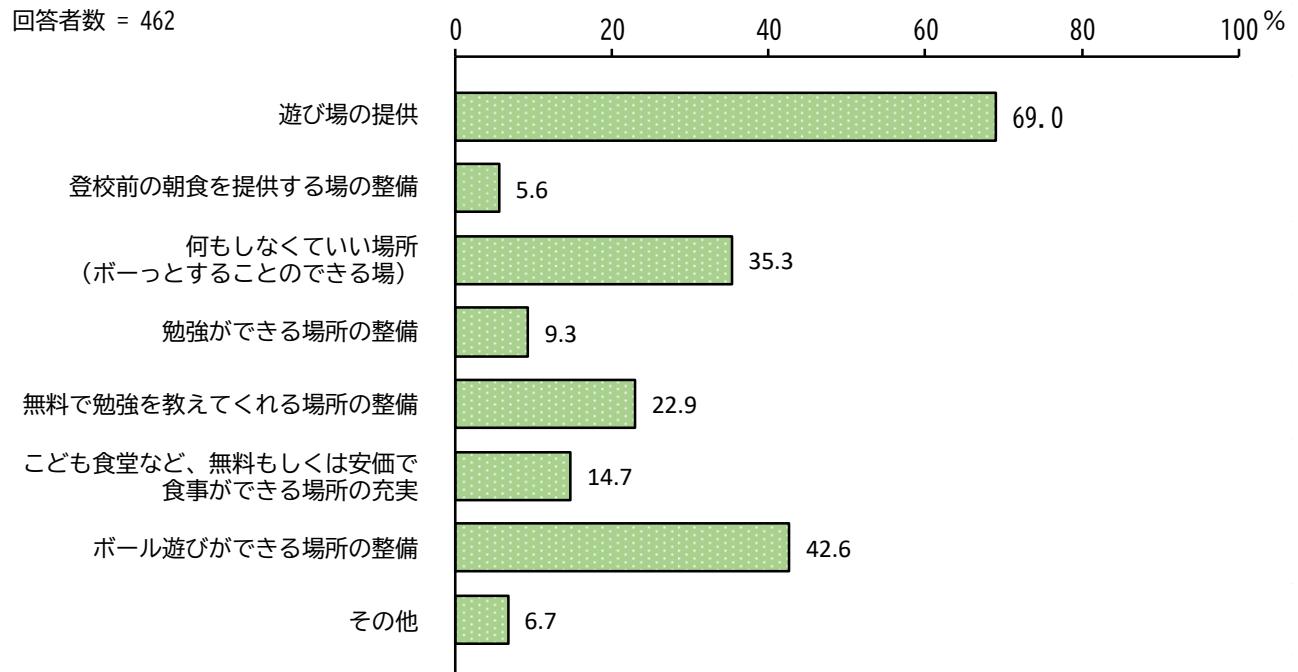
放課後保育クラブ

項目	主な意見（抜粋）
家族の子どもにかける時間に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭にいる時間が少ない子供が多いので、自分をアピールし、かまって欲しい子が多い。
家庭の経済状況に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・食事、勉強、スポーツでの、貧困の差
人間関係に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で、友達関係に悩んでいる子がいる。

放課後子ども教室

項目	主な意見（抜粋）
家族の子どもにかける時間に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・親と一緒にいる時間が短い。（家庭に関すること） ・夏休みなど長期のお休みだけでなく毎日皆勤賞などのお休みの日もどこにも出かけず、という話を聞くとかわいそうに思えてしまう。いくら私たちが支援して一緒にいてあげても、おやにはってあげられないし、親御さんに甘えたくても甘えられない低学年の子が多くいると感じるときが多い。 ・お母さん、お父さんに甘えることができない。家で話を聞いてもらえていないのかなと思います。
こども自身の時間に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・塾のテストやサッカークラブの練習でクラスの友達と自由に遊ぶ時間が少ない。 ・子ども教室から習い事へと毎日忙しいスケジュールをこなすことは、自由な発想をする時間を奪っていると感じる。 ・少数ではあるが、習い事に忙殺されて気力を失っている児童を散見する。
子どもの遊び場に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ボール遊びをする場がない。お友達と集まって遊べる場がない。
学校の勉強に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・塾の課題をこなそうと頑張るが、量が多く、また学年が1～2年進んでまだ習っていない内容を解こうとしているので、理解していないのに答えだけを知りたがる。親御さんがそれを何処まで認識しているのか気になる。

○ 今のことどもたちに必要な支援について、あてはまるものを教えてください。(3つまで)



ワークショップの開催

こどもの意見聴取の一環として、小学生から高校生を対象としたワークショップを開催いたしました。

実施目的	① こどもたちが描く未来のいちかわしの姿を把握し、計画の参考とする ② こどもたちが社会の一員として意見を言うことのできる環境を整える
開催日	第1回：令和6年12月14日 第2回：令和6年12月23日
テーマ	第1回：市内でどんな場所で過ごす？楽しいイベントは？ ⇒いちかわしこうなっちゃつたらいいんじやない？理想のまちの姿は？ 第2回：100年後にワープ！あなたの理想が実現している市川市はどんなまち？

・第1回



・第2回



・ワークショップ参加者の感想

- ・意見を言い合うのが楽しかったです。
- ・想像以上に楽しかった。動物と触れ合える場所や工作材料画材がそろっている場所ができたら、ぜひ行って見たいと思った。
- ・空飛ぶ車が 30 年後ぐらいにできているといいな、と思った。
- ・自分の考えたことがかたちになって楽しかった！
- ・みんなと「こんな市川だともつといいな」考えてみて、1 人 2、3 個しか考えられなかつたけど、みんな一緒にたくさん「いいな」が見つかるとわかりました。とっても楽しかったです！またやりたい！
- ・なかなかない機会だったので新鮮でとても楽しかったです。高校生 1 人で小学生と比べて現実的すぎる意見で面白みがなかったかもしれません、少しでも反映されたらうれしいです

・ワークショップの総括



・遊園地がほしい
・動物と触れ合える場所がほしい
・5つくらい遊園地があるといい

・スポーツができる場所
・体を思いっきり動かして遊ぶ場所がほしい

・戦争がなくなる
・パトカーロボットがほしい

非日常で多様な選択肢がある
さまざまな経験ができる環境の整備

日常がより過ごしやすくなる、
より充実する環境の整備
多様な遊び場の充実

平和なまちの実現

第4章 基本理念・基本方針・基本目標

1. 基本理念・基本方針

～基本理念～

『こどもが育ち、若者を支え、こども・若者を育て合うまちづくりをめざして』

本市ではこれまで、平成11年の市川市エンゼルプランの策定から、『子どもが育ち、子どもを育て合うまちづくりをめざして』を基本理念として、子どもの権利に関する条約に基づきこどもたちを権利の主体としてとらえ、家庭や社会全体で育していくという考えのもと、各施策を推進してまいりました。子どもの権利に関する条約を基点として、子どもの権利を尊重する考え方は、現在においても不变のものであり、国が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向けても共通する概念であります。

一方、新たな視点として、青年期から若者世代に対する様々な支援が求められています。貧困対策における進学の支援や結婚に向けた支援など、これから持続可能な社会の構築のため、社会全体で若者世代を含めた支援を広げていくことが必要です。

以上のことから、本市がこれまで継続してきた子育てに関する計画の考え方を踏襲しつつ、本市を取り巻く昨今の社会状況等を勘案し、市川市こども計画における基本理念を『こどもが育ち、若者を支え、こども・若者を育て合うまちづくりをめざして』と定めます。

この基本理念のもと、以下の基本方針に沿って各こども施策を推進してまいります。

～基本方針～

こども自身が尊重される社会

すべてのこどもと子育て家庭を切れ目なく支える社会

男女が共に子育てしやすい社会

地域全体でこどもを育む社会

こども・若者が未来に希望を持てる社会

こども・若者とともににつくりあげる社会

4. 施策体系

基 本 理 念

こどもが育ち、若者を支え、
こども・若者を育て合う
まちづくりをめざして

基 本 方 針

- こども・若者自身が尊重される社会
- すべてのこども・若者と子育て家庭を
切れ目なく支える社会
- 男女が共に子育てしやすい社会
- 地域全体でこども・若者を育む社会
- こども・若者が未来に希望を
持てる社会
- こども・若者とともに
つくりあげる社会

基 本 目 標

- 1 こども・若者の意見を尊重し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を支える仕組みの充実
- 2 乳幼児期の教育・保育の充実
- 3 地域における子育て支援の充実
- 4 妊娠・出産に関わる支援の充実
- 5 配慮を要するこども・子育て家庭への支援
- 6 こどもの居場所の充実
- 7 こどもの貧困対策
- 8 結婚に向けた支援

施 策 の 方 向 性

1. こどもの権利保障のための取り組みの充実
2. こどもの意見把握のための取り組みの充実
3. 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の計画的整備
4. 多様なニーズに応じた保育サービスの充実
5. 地域における子育て支援サービスの提供
6. 地域の子育て力向上に向けた支援の充実
7. 情報提供の充実
8. 子育て家庭を支える経済的支援
9. 妊娠期における支援
10. 乳児期における支援
11. 虐待防止・対応のための取り組みの充実
12. ひとり親家庭等の自立のための支援の充実
13. 発達の支援が必要なこども・子育て家庭への支援の充実
14. 多様なこどもの居場所づくりの推進
15. こどもの貧困対策
16. 結婚の希望をかなえるための支援

主 な 事 業

- ・こどもの権利保障啓発
- ・びあばーく妙典COCO作戦会議
- ・こども実行委員会設置事業
- ・こども意見箱の設置
- ・保育施設の計画的整備
- ・認定こども園の普及促進
- ・放課後保育クラブの運営
- ・時間外保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・一時預かり事業
- ・誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)
- ・私立幼稚園における預かり保育事業(就労支援型預かり保育事業)
- ・私立幼稚園における未就園児教室への補助
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・こども館運営事業
- ・産後家庭ホームヘルプサービス事業
- ・地域子育て支援拠点事業
(地域子育て支援センター・親子つどいの広場)
- ・こども家庭センター事業
- ・子育て応援サット事業
- ・利用者支援事業(特定型)
- ・児童手当
- ・子ども医療費助成
- ・第2子以降保育料無償化
- ・学校給食費の無償化
- ・こどもの受験料支援事業
- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・妊婦健康診査事業
- ・産後ケア事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・乳幼児期における両親向け講座の実施
- ・要保護児童への支援
- ・養育支援訪問事業
- ・児童扶養手当
- ・ひとり親家庭等医療費助成事業
- ・ひとり親家庭自立支援事業
- ・こども発達相談室事業
- ・こども食堂への支援
- ・フードリボンプロジェクトへの支援
- ・放課後子ども教室
- ・こども食堂への支援
- ・ワード・アーバンプロジェクトへの支援
- ・こどもの受験料支援事業
- ・結婚準備・新婚生活住まい応援事業

第5章 事業の展開

基本目標1. こども・若者の意見を尊重し、こども・若者の今とこれからの 最善の利益を支える仕組みの充実

子どもの権利条約では、子どもの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」という4つの権利を守ることが定められています。本市ではこれまで同条約に基づく取り組みを推進してきましたが、虐待やいじめなど、子どもの権利を侵害する事件が様々発生しており、依然として大きな社会問題となっていることから、引き続きすべての市民が子どもの権利に関する意識を高められるよう取り組みを推進していきます。

また、子どもまんなか社会の実現にむけ、こども施策の企画・立案にあっては、こども・若者の意見表明の機会を整え、それを尊重しながら事業を推進していく必要があります。こども・若者の意見が尊重されることで、自分たちの生活や未来に対して責任を持つことができ、自己肯定感や社会参加意識を高めることにつながることが期待されます。これらにより、こども・若者の最善の利益が尊重されるまちづくりをめざします。

1. 子どもの権利保障のための取り組みの充実

・主要な事業

事業名	事業概要	事業効果
子どもの権利保障啓発 (こども施策課・こども家庭相談課)	家族の日のイベント、市民向け講演会や関連機関等に対する研修会、および児童虐待予防と親子関係の改善をめざして開催する講演会等にて、リーフレット、啓発物の配布を通じ、子どもの権利条約および子どもの権利保障についての周知を図っていきます。	子どもの権利に関し、当事者である子どもだけでなく大人にも周知を図り、すべての市民が子どもの権利に関する意識を高め、子どもの権利条約における4つの原則が守られる社会の実現につながる。

2. 子どもの意見把握のための取り組みの充実

・主要な事業

事業名	事業概要	事業効果
ひあぱーく妙典 COCO 作戦会議 (こども施策課)	妙典こども地域交流館内において、こどもたちの「やりたい・やってみたい」と思ったアイデアや意見を、同館の運営に活かすことを目的として発足しました。令和6年度は4回開催し、施設の遊び方やPR方法について考えました。	こどもたち自身が施設運営に携わることで、当事者の社会参画意識の向上や、意見表明による自己肯定感の向上が期待される。
こども実行委員会設置事業 (こども施策課)	こども自身が意見を表明し、参加して、こども自身が望む遊びや体験を実現させるため、こども実行委員会を設置します。こども実行委員会では、定期的に会議を開催し、こども館の主催するイベントや行事をつくりあげていきます。	こどもたち自身が施設運営に携わることで、当事者の社会参画意識の向上や、意見表明による自己肯定感の向上が期待される。

**こども意見箱の設置
(こども施策課)**

こどもたちの声を聴き、市政に活かして こどもたちに自分の意見が大切にさ
いくため、こどもが日常で気づいたこと れていると感じる機会を提供すること
や、市に対する疑問等について意見を で、自分自身の意見や考え方自信を
投稿できるWEBフォームを設置します。 持つようになり、社会に対して積極的
こどもたちからの意見に対しては、HP に関与する姿勢を育むことが期待さ
上で回答を掲載し、意見を尊重する仕組 れる。
みを構築します。

基本目標2. 乳幼児期等の教育・保育の充実

女性の社会進出により、共働き世帯は増え続け、本市においても乳幼児人口は大きく変化していないものの、保育需要は伸び続けています。本市ではこれまで、私立幼稚園の預かり保育の拡充や保育施設整備により、令和3年度から保育園の待機児童数ゼロを継続して達成するなど、乳幼児期の教育・保育環境の充実に努めてきました。今後迎える人口減少社会を見据え、保育需要を見極めたうえで待機児童数ゼロを継続するとともに、多様化する働き方に応じた保育サービスを充実してまいります。

また、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育園、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのあるこども・医療的ケア児・様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えてまいります。

3. 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の計画的整備

・主要な事業

事業名	事業概要	事業効果
保育施設の計画的整備 (幼保施設計画課)	待機児童が発生するおそれのある地域において、新設整備や既存施設の定員変更等による保育の受け皿の確保を進めます。また、老朽化する公立保育園の民営化に伴う施設整備等を進めます。	こどもにとって心身共に健やかに成長できる環境を提供する。
認定こども園の普及促進 (幼保施設計画課)	認定こども園に関する情報提供を適宜行い、移行希望等の設置者の意向を尊重した相談支援を行います。	保護者の就労条件等を問わず、一貫して教育・保育の提供が可能となるほか、地域の子育て支援の充実につながる。
放課後保育クラブの運営 (青少年育成課)	小学校の余裕教室等を利用して、児童が安心して過ごせる生活の場の確保に向け整備を推進します。	就労等により保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応する。

4. 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

・主要な事業

事業名	事業概要	事業効果
時間外保育事業 (こども施設入園課)	保育所等において、平日および土曜日の通常保育時間を超えて保育サービスを実施します。	通常保育時間を延長して長時間の保育を行うことで、様々な就労形態の子育て家庭の支援に寄与する。
病児・病後児保育事業 (幼保施設計画課)	保育園等若しくは病院等に付設された専用スペースや病児保育事業のための専用施設において、病児保育・病後児保育を実施します。	子育てと仕事の両立につながり、安心して子育てができる環境づくりに寄与する。
一時預かり事業 (こども施設入園課)	一時的にお子さんを家庭で保育することが困難になった場合に、幼稚園や保育園に在園していない生後7か月から小学校就学前までのこどもを保育施設でお預かりします。	保育所等の利用をしていない家庭において、一時的に保育が困難になった場合の子育て支援となり、家庭での育儿負担が軽減される。 また、保育園等への入所要件に満たない就労時間の家庭に対しても保育の提供をすることにより、待機児童ゼロの継続にも寄与している。
こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業) (幼保施設管理課)	保育園等に通所していない生後6か月から満3歳未満の未就園児に対して、親の就労状況にかかわらず時間単位でこどもを預けられる事業です。あわせて子育てについての情報の提供、助言その他の援護を行います。	家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られ、様々な経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができる。 専門的な知識や技術を持つ人との関わりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながるとともに、育儿に関する負担感の軽減につながる。
私立幼稚園における預かり保育事業(就労支援型預かり保育事業) (こども施設入園課)	教育時間外の預かり保育を実施する市内の私立幼稚園設置者に対し、補助金を交付します。	保護者が就労している児童でも幼児教育を受けることができる。また、幼稚園が教育時間以外も預かり保育を実施することで預け先の選択肢が増え、待機児童対策にもつながる。
私立幼稚園等における未就園児教室への補助 (こども施設入園課)	市内私立幼稚園等の親子登園クラス及び2歳児保育クラスを利用する保護者に対して利用日数に応じた利用料の一部を補助します。	家庭とは異なる体験や家族以外の人と関わる機会を持つことによる育児の負担軽減が期待できる。また、共働き世帯の預け先として幼稚園の利用促進が図られるほか、待機児童対策にもつながる。

基本目標3. 地域における子育て支援の充実

少子化や核家族化の進行、地域社会におけるつながりの希薄化により、子育てに対する不安や孤立感を抱える人が増えています。子育て家庭が相互交流を行える場所の提供や、育児に関する情報提供など、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進してまいります。

また、安心して子育てできる環境には、子育て家庭への経済的な支援が不可欠です。子育てに関する経済的負担を軽減することで、こどもを持つことへの不安や負担感を少しでも和らげ、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会を目指していきます。

5. 地域における子育て支援サービスの提供

・主要な事業

事業名	事業概要	事業効果
ファミリー・サポートセンター事業 (こども施策課)	育児の支援をしたい会員、育児の支援を受けたい会員、両方を利用したい会員を組織化し、子育てに関する人と人との相互援助活動として、保育園・幼稚園・放課後保育クラブへの送迎・送迎後の預かり等のサポートを行います。	保護者の子育てに関する不安や悩みを軽減することで、こどもたちの健全な育成につながる。
こども館運営事業 (こども施策課)	児童福祉法にもとづく児童館とそれに準ずる施設を設置し、遊びの提供を行い乳幼児親子の居場所とともに、児童不安解消のための相談・情報提供を行います。 また小学生から中高生を対象に、児童の健全育成のため、遊びの提供を行うとともに児童の居場所をつくり、問題の発見と予防のための相談・情報提供を行います。	保護者の子育てに関する不安や悩みを軽減することで、こどもたちの健全な育成につながる。
子育て世帯訪問支援事業(いちふあみヘルプ) (こども家庭相談課)	妊娠、子育てに対し不安や負担がある、家事・育児を行うことが困難な家庭に訪問支援員を派遣し、心身の負荷の軽減を図り適切な養育環境を整えられるよう支援を行います。	妊娠、子育てに対し支援を得られることで心身の安定につながり、児童虐待のリスク等の高まりを未然に防ぐ。
子育て短期支援事業 (こども家庭相談課)	保護者の疾病・出産・出張等により、家庭において子どもの養育が困難となった場合、施設で子どもを預かるサービスを実施します。	養育困難時に支援することにより保護者の負荷を軽減するとともに、子どもに適切な養育の提供を図ることが出来る。

6. 地域の子育て力向上に向けた支援の充実

・主要な事業

事業名	事業概要	事業効果
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター・親子つどいの広場) (こども施策課)	保育園等のノウハウと機能を活用した地域子育て支援センターを設置して、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の推進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、各種子育て教室等の開催および子育てサークル等の支援を行います。また、子育て中の親子が気軽に集える場として、親子つどいの広場を設置し、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供および地域の支援者への講習を行います。	地域の特性やニーズに応じた支援を行うことで、子育て家庭が抱える不安や負担感を軽減し、安心して子育てができる環境を整える。

7. 情報提供の充実

・主要な事業

事業名	事業概要	事業効果
利用者支援事業 (こども家庭センター型) (こども家庭相談課)	母子保健と児童福祉の一体的な相談・支援、児童虐待の通告窓口としての相談対応、情報提供や関係機関への連絡調整等を行い、ニーズに応じた支援内容を提供します。	妊娠婦、こども及び子育て家庭へ相談対応や必要な子育て支援サービス等が利用できるよう支援を行うとともに関係機関と連携を図り支援することが、不安や負担感の軽減につながり児童虐待予防となる。
子育て応援サイト事業 (こども施策課)	子育て応援サイト「いちかわっこWEB」により、行政情報のみならず、NPOやサークル等によって実施されているさまざまな子育て支援に関する民間情報を提供します。	地域の子育て支援サービス情報の周知により、安心して子育てができる環境を整える。
利用者支援事業 (特定型) (こども施設入園課)	幼稚園、保育園等の子育て関係機関と連絡調整や情報収集を行い、幼稚園、保育園等の紹介や申請方法等をご案内するとともに、就学前の子どもの所属先についての情報を幅広く提供していきます。	幼稚園、保育園に関わらず、保護者は様々な不安や悩みを持っている。保護者の話を傾聴しながら相談を行うことで、ニーズを把握し、寄り添った支援を行うことができる。このことにより、安心して子育てが出来る環境が整い、子育て世帯の定住促進に寄与する。

8. 子育て家庭を支える経済的支援

・主要な事業

事業名	事業概要	事業効果
児童手当 (子育て給付課)	子育て家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、高校生年代までの児童を養育している保護者に手当を支給します。	手当の支給により、家庭等における生活の安定に寄与する。
子ども医療費助成 (子育て給付課)	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費(保険適用分)の全部または一部を助成します。	医療費を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減が期待できる。
第2子以降の保育料無償化 (こども施設入園課)	令和5年10月から、同一世帯で第2子以降のこどもが、保育園・認定こども園・小規模保育事業所・家庭的保育事業所・事業所内保育事業所の0～2歳児クラスに通園している場合に保育料を無償としています。また、簡易保育園に通園するこどもについては、25,000円を補助しています。	子育て世帯の経済的負担を軽減することで、2人目を望む夫婦の夢を後押しすることができる。また、保育料無償化のみならず、市立小中学校の学校給食無償化や、高校生相当年齢までの子ども医療費助成制度拡大と合わせて子育て支援策をアピールし、「子育てしやすいまち」というイメージが定着することにより、出生率の低下や子育て世帯の転出超過といった少子化の進行を食い止めることが期待できる。
学校給食費の無償化 (保健体育課)	すべての市立学校の学校給食費を無償とする事業です。給食の質を落とすことなく、必要な栄養素を確保し、給食を通じた学びやこどもたちにとって美味しい安全安心な学校生活を豊かにするという学校給食の目的を無償化後も達成していきます。	様々な家庭環境や社会情勢に左右されず、学校に通う全てのこどもたちが安全で安心な給食を食べられる環境が整う。また、子育てにかかる経済的負担が軽減され、他の教育費に費やすことができるなど教育環境が充実する。
子どもの受験料支援事業 (子育て給付課)	経済的課題を抱えるひとり親家庭等のこどもに対して、高校3年生等には大学等受験料、模擬試験受験費用の一部を、中学3年生には模擬試験受験費用の一部を補助します。	経済的課題のある低所得のひとり親家庭におけるこどもの進学率向上に繋がることが期待できる。

基本目標4. 妊娠・出産に関する支援の充実

令和6年度に設置した『こども家庭センター』では児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行い、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築してまいります。妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を着実に実施し、誰もが安心してこどもを産み育てられる環境を整えてまいります。

9. 妊娠期における支援

・主要な事業

事業名	事業概要	事業効果
妊婦等包括相談支援事業 (こども家庭相談課)	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。面談等での支援は、妊娠届出時、妊娠8か月頃、新生児・1～2か月児訪問の時期に保健師等の専門職が行います。	妊娠届出数、妊娠8か月のアンケート相談数、新生児・1～2か月児訪問件数より面談実施数を把握。面談相談を行うことで育児不安の軽減ができ、支援が必要な妊産婦等を必要な支援につなぐことができる。
妊婦健康診査事業 (こども家庭相談課)	妊婦に対して一般健康診査を医療機関に委託して実施し、異常の有無を早期に発見することで適切な処置や指導を行い、健康の保持増進を図ります。	妊娠中の健康診査を定期的に行うことで、異常の有無を早期に発見し、適切な対応を行うことができる。

10. 乳児期における支援

・主要な事業

事業名	事業概要	事業効果
産後ケア事業 (こども家庭相談課)	利用者の状況や希望に合わせて産後ケア(宿泊型・デイサービス型・訪問型)を計7日間利用でき、母親の身体的ケアや授乳のケアや指導、心理的ケア、育児の手技などについて具体的な指導及び相談、休憩などを実施します。	産後ケアを必要とする対象者が産後ケアの利用を通して、育児手技の獲得や心身の休息をすることにより、育児不安が軽減する。
乳児家庭全戸訪問事業 (こども家庭相談課)	出生連絡票をもとに新生児および1～2か月児のいる家庭への全戸訪問を実施し、個別あるいは家庭のニーズに応じた相談・支援を行います。	対象者に早期から支援を実施することで、保護者が育児の不安を相談できる。
乳幼児期における健康教育および育児相談事業 (こども家庭相談課)	保護者に対して、離乳食教室、歯みがき教室、育児相談などを開催します。	教室への参加を通し、保護者が子どもの成長について見通しを持った育児を実施でき、また専門職に相談することで、不安の軽減に繋ぐことができる。

基本目標5. 配慮を要することも・子育て家庭への支援

少子化や家庭環境の変化、経済的な困難など、子どもたちを取り巻く状況が厳しさを増していくなか、すべての子どもたちが健やかに成長し、社会で自立できるようにするためにには、配慮を必要とすることもたちに対し、適切に早期の支援をしていくことが不可欠です。

配慮を必要とすることもや家庭に対して、関係機関や各種支援が効果的に連携し、児童や家庭の自立に向けた支援の引継ぎ、継続等、総合的な支援体制を整備、充実してまいります。

障がいのある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加を推進し、それぞれの子ども・若者の置かれた環境やライフステージに応じた支援策を関係機関と連携し取り組んでいきます。

また、本市におけるひとり親世帯数の推移は横ばい傾向ではありますが、年々厳しさを増す社会状況のなかにあっては、ひとり親家庭の生活環境は一般家庭よりも厳しくなります。ひとり親家庭では、子育てにかかる負担が大きいことから、経済的な支援をはじめ社会全体で支える体制を構築してまいります。

11. 虐待防止・対応のための取り組みの充実

・主要な事業

事業名	事業概要	事業効果
要保護児童への支援 (子ども家庭相談課)	要保護児童等へ適切な支援を実施するため、課題や関係機関の情報を共有し、支援内容の協議や進行管理を行うなどして連携強化を図ります。	関係機関との情報共有や支援内容の協議により、要保護児童等への支援について円滑な連携、協力体制づくりが図れる。
子育て世帯訪問支援事業(養育支援) (子ども家庭相談課)	子どもの養育について積極的に支援することが必要と判断された家庭に対し、訪問支援員を派遣して養育に関する助言、家事・育児支援等を行います。	養育に関する助言、家事・育児支援等により、養育環境の改善につながり児童の安全につながる。

12. ひとり親家庭等の自立のための支援の充実

・主要な事業

事業名	事業概要	事業効果
児童扶養手当 (子育て給付課)	対象となるひとり親家庭等に手当(所得制限あり)を支給します。	手当の支給によりひとり親家庭等の、生活の安定と自立の促進に繋げ、児童の福祉の増進を図れる。
ひとり親家庭等医療費助成事業 (子育て給付課)	ひとり親家庭及び父母のいない児童を養育する家庭の福祉の増進を図るために、これらの家庭の医療費(保険適用分)の全部を助成(所得制限あり)します。	医療費を助成することによりひとり親家庭の父母等の経済的負担の軽減が期待できる。

ひとり親家庭自立支援事業 (子育て給付課)	<p>ひとり親家庭の父・母が技能習得のために教育訓練講座を受講し修了した際、その費用の一部を支給します。また看護師等の資格を取得するため養成機関で修業している間、高等職業訓練促進給付金を支給します。</p> <p>このほか、就労を希望する場合には、母子自立支援員が相談者の意向や生活状況、就労経験等を考慮して、ハローワークと連携しながら相談者の状況に合った就労支援プログラムを作成し、自立を支援します。</p>	<p>習得した技能や取得した資格を生かした就職をすることで収入を増やし、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に繋がる。</p>
----------------------------------	---	---

13. 発達の支援が必要なこども・子育て家庭への支援の充実

・主要な事業

事業名	事業概要	事業効果
こども発達相談室事業 (発達支援課)	<p>発達の支援が必要な子どもの相談を受け付け、一人一人に応じた個別支援計画に基づき、個別及びグループ支援や家族支援を行います。さらに公共施設などで相談と指導の地域拠点を定期的に設け、継続的な支援が受けやすくなるようにします。</p>	<p>発育や発達に心配のある子どもの早期発見、早期療育を行い、子どもの豊かな成長を促すと共に、子どもの特性を理解することや、必要な福祉サービスと支援につなげることにより、保護者の不安解消や、孤立を予防することができる。</p>
幼児教育相談 (教育センター)	<p>保護者との面接相談やカウンセリングのほか、必要に応じてこどもとのプレイセラピー(遊戯療法)を実施します。保護者からの依頼や承諾のもと、学校、医療機関、関係機関と情報交換し連携を図ります。また特別支援学校や特別支援学級等への就学に向けた相談や手続きを行います。</p>	<p>発達に課題のあるお子さんの相談や、適正就学に向けた相談を行うことで不安や悩みを軽減し、親子が安心して生活するための支援ができている。適正就学により、その子供にあった学びの場を提案できている。</p>

基本目標6. こどもの居場所の充実

児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、いじめ重大事態の発生件数の増加、自殺するこども・若者の数の増加など、その環境は一層厳しさを増すとともに課題が複雑かつ複合化しています。厳しい環境で育つこども・若者は、居場所を持ちにくく、失いややすいと考えられることから、個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくることで、こどもの権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う必要があります。

居場所は配慮が必要なこどもだけでなく、多くのこどもたちに開かれた形での整備が求められています。中高生向けのふだんの生活に関するアンケートにおいても、「何もしなくていい場所」や「勉強ができる場所」など、多様な役割が求められていることがわかりました。本市においても地域の特性に応じた、あらゆるこどもたちの寄りどころとなれる、多様な居場所の整備を進めてまいります。

14. 多様なこどもの居場所づくりの推進

・主要な事業

事業名	事業概要	事業効果
こども食堂への支援 (こども施策課)	食事の提供とともに学習支援や遊び場の提供等を実施し、地域の多様な人々と子どもの交流の場となるこども食堂を運営する団体に対し、運営費等の補助を行うことにより、こどもの居場所づくりを推進します。	補助金を交付することにより、既存団体がこども食堂を継続的に開催しやすくなると同時に、新規団体が参入しやすくなる。これらにより、こどもたちが安心して気楽に立ち寄れる多様な居場所の充実につながる。
フードリボンプロジェクトへの支援 (こども施策課)	飲食店が、飲食店利用者からの1口300円の寄付により中学生以下のこども(店舗により年齢制限は異なる)に食事を提供することで、保護者の経済状況に関わらずこどもが食事をすることができる、『フードリボンプロジェクト』を周知等の面で支援します。	周知によって参加店舗が増えることにより、こどもたちが安心して食事ができる居場所の充実につながる。
放課後子ども教室 (学校地域連携推進課)	市立小学校の空き教室等を活用して、授業の終了後等に全ての子どもが安全に安心して活動することができる場所を確保し、放課後保育クラブと連携して、学習支援やスポーツ等の活動や、地域と学校との交流活動等の機会を継続的に提供する。	市立小学校等において、授業の終了後等に、子どもの安全安心な居場所を確保し、社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を育む。

中高生が安心してゆったりと過ごせる 社会とのつながりの実感や自己肯定
中高生の居場所づくり 居心地の良い場所をつくります。また、 感の向上へ寄与することを目指す。
（こども施策課） 自宅や学校に居場所がないと感じる中
高生に対し気軽に集い相談できる場を
提供します。

基本目標7. こどもの貧困対策

子どもの大学等への進学希望は全国調査よりも低く、また、保護者への調査から、生活困窮世帯の子どもほど大学への進学希望が低くなり、その理由として経済的理由によるものの割合が高くなっています。将来への貧困の連鎖を断ち切るためにには、世帯の状況によらず均等に教育を受ける機会が必要です。多様な学習環境の充実と経済的支援により、子どもたち自らの“夢”が実現できるよう取り組んでまいります。

また、アンケート調査より、朝食の欠食率は学年が上がるにつれ高く、中学生では全国調査と比べても、毎日朝食を食べている割合は低くなっています。また、誰かと一緒に食べる共食の状況も、学年が上がるにつれ低くなっています。原因として、社会構造の変化による共働き世帯の増加や核家族化の進展があげられますが、食事は子どもの健康や成長に直接的な影響を与えるだけでなく、学業成績や社会的な発達にも大きく関わるものとなります。欠食や弧食に対し、食育等を通じて食の重要性を伝えていくほか、フードリボンプロジェクトや子ども食堂などの民間団体への支援を行ってまいります。

15. 子どもの貧困対策の推進

・主要な事業(再掲)

事業名	事業概要	事業効果
子ども食堂への支援 (子ども施策課)	食事の提供とともに学習支援や遊び場の提供等を実施し、地域の多様な人々と子どもの交流の場となる子ども食堂を運営する団体に対し、運営費等の補助を行うことにより、子どもの居場所づくりを推進します。	補助金を交付することにより、既存団体が子ども食堂を継続的に開催しやすくなると同時に、新規団体が参入しやすくなる。これらにより、子どもたちが安心して気楽に立ち寄れる多様な居場所の充実につながる。
フードリボンプロジェクトへの支援 (子ども施策課)	飲食店が、飲食店利用者からの1口300円の寄付により中学生以下の子ども(店舗により年齢制限は異なる)に食事を提供することで、保護者の経済状況に関わらず子どもが食事をすることができる、『フードリボンプロジェクト』を周知等の面で支援します。	周知によって参加店舗が増えることにより、子どもたちが安心して食事ができる居場所の充実につながる。
子どもの受験料支援事業 (子育て給付課)	経済的課題を抱えるひとり親家庭等の子どもに対して、高校3年生等には大学等受験料、模擬試験受験費用の一部を、中学3年生には模擬試験受験費用の一部を補助します。	経済的課題のある低所得のひとり親家庭における子どもの進学率向上に繋がることが期待できる。

基本目標8. 結婚に向けた支援

若い世代の将来にわたる生活の基盤を確保し、将来に希望を持って生きられる社会をつくることは、少子化の克服や貧困の連鎖を断ち切るために重要です。

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであることを前提にしつつも、結婚を希望する人々がその希望を実現できるような環境を整えることは、地域社会や国全体の持続可能な発展に寄与するものです。本市においても、一番住民に近い基礎自治体として、若い世代への経済的支援や、結婚そのものへの支援を実施し、将来に希望をもてる社会づくりを推進していきます。

16. 結婚の希望をかなえるための支援

・主要な事業

事業名	事業概要	事業効果
結婚準備・新婚生活 住まい応援事業 (こども施策課)	結婚前の段階から結婚を見据えて一緒に住み始める世帯及び結婚を機に新たな住居で生活を共にする世帯に対して、住居の賃借にかかる費用の補助を行います。	若者が結婚しやすい環境をつくるとともに、将来的に子育て世代となる若者を本市に呼び込み、結婚を機に本市に住み続けてもらえるようすること

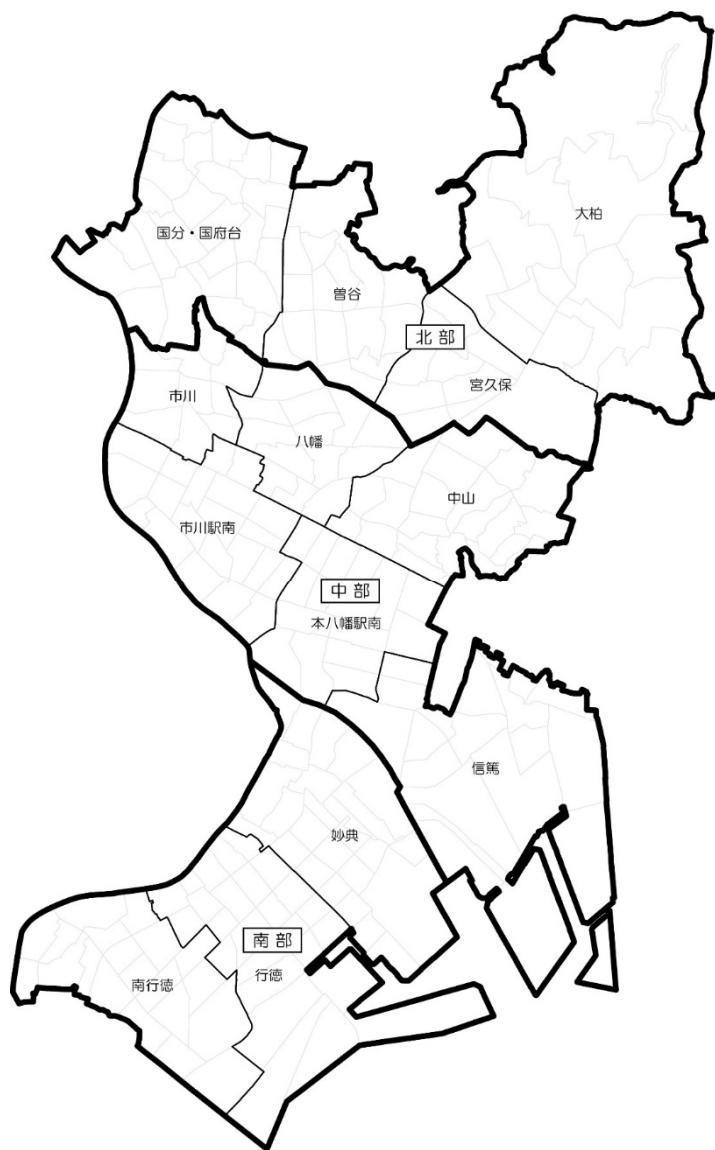
第6章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策(子ども・子育て支援事業計画)

ここでは、『子ども・子育て支援法』に基づき、市町村が定める区域ごとに、幼稚園や保育園などの教育・保育事業と、地域子ども・子育て支援事業などの計画期間中のニーズを表す「量の見込み」と、量の見込みに対する提供量を表す「確保方策」を記載しております。

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

この教育・保育の提供区域について保育園等の整備にあたり、教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため北部・中部・南部の3つの区域とより生活圏に近い13地区を定めました。



3区域・13地区別 町名

区域名	地区名	町名
北部	大柏	大町、大野町、奉免町、柏井町、南大野
	宮久保	宮久保 3~6 丁目、北方町 4 丁目、東菅野 4・5 丁目、下貝塚
	曾谷	宮久保 1・2 丁目、曾谷、国分 1 丁目、東国分、稻越
	国分・国府台	堀之内、北国分、中国分、国府台、国分 2~7 丁目
中部	市川	真間、市川、須和田 2 丁目
	八幡	菅野、平田 1・2 丁目、須和田 1 丁目、八幡 3 丁目、東菅野 1~3 丁目
	中山	八幡 1・2・4~6 丁目、北方、本北方、若宮、鬼越、中山、高石神
	市川駅南	新田、市川南、平田 3・4 丁目、大洲、大和田
	本八幡駅南	南八幡、鬼高、稻荷木、東大和田、田尻 1・2 丁目
	信篤	田尻 3~5 丁目、田尻(1~5 丁目以外)、高谷、高谷新町、原木、二俣、二俣新町、東浜、上妙典
南部	妙典	妙典、下妙典、下新宿、本行徳、本塙、関ヶ島、富浜、塩焼、宝 1 丁目、幸 1 丁目、加藤新田、高浜町、河原
	行徳	伊勢宿、末広、宝 2 丁目、幸 2 丁目、押切、行徳駅前、入船、日之出、湊、湊新田、湊新田 1・2 丁目、香取、福栄 2 丁目、千鳥町、新浜、塩浜 1~3 丁目
	南行徳	欠真間、相之川、福栄 1・3・4 丁目、南行徳、新井、広尾、島尻、塩浜 4 丁目

2. 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

各年度における市全体および各教育・保育提供区域について、以下の区分(※)ごとの 必要利用定員総数としての教育・保育の量の見込みを定めるとともに、その量の見込みに対応して、提供体制の確保の内容及びその実施時期(以下「確保方策」という。)を定めます。

(※)区分

3号認定(0歳)	3号認定の子どものうち、0歳児
3号認定(1・2歳)	3号認定の子どものうち、1歳児又は2歳児
1号認定	1号認定の子ども
2号認定(教育ニーズ)	2号認定の子どものうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される子ども
2号認定(その他)	2号認定の子どものうち、「2号認定(教育ニーズ)」以外の子ども

・3号認定(0歳) 《3号認定のこどものうち、0歳児》

【①北部】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		229人	227人	225人	225人	224人
確保方策	特定教育・保育施設	202人	208人	214人	220人	220人
	特定地域型保育事業	30人	30人	30人	30人	30人

【②中部】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		597人	590人	586人	581人	575人
確保方策	特定教育・保育施設	468人	474人	474人	474人	480人
	特定地域型保育事業	118人	118人	118人	118人	118人

【③南部】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		473人	468人	465人	459人	456人
確保方策	特定教育・保育施設	453人	453人	453人	453人	453人
	特定地域型保育事業	44人	44人	44人	44人	44人

【市全体(①+②+③)】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,299人	1,285人	1,276人	1,265人	1,255人
確保方策	特定教育・保育施設	1,123人	1,135人	1,141人	1,147人	1,153人
	特定地域型保育事業	192人	192人	192人	192人	192人

・3号認定(1, 2歳) 《3号認定の子どものうち、1, 2歳児》

【①北部】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,048人	1,034人	1,025人	1,018人	1,014人
確保方策	特定教育・保育施設	673人	693人	714人	735人	735人
	特定地域型保育事業	137人	137人	137人	137人	137人

【②中部】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		2,098人	2,111人	2,080人	2,061人	2,044人
確保方策	特定教育・保育施設	1,696人	1,723人	1,708人	1,708人	1,729人
	特定地域型保育事業	471人	471人	471人	471人	471人

【③南部】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,672人	1,725人	1,706人	1,690人	1,673人
確保方策	特定教育・保育施設	1,467人	1,467人	1,467人	1,467人	1,467人
	特定地域型保育事業	209人	209人	209人	209人	209人

【市全体(①+②+③)】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		4,818人	4,870人	4,811人	4,769人	4,731人
確保方策	特定教育・保育施設	3,836人	3,883人	3,889人	3,910人	3,931人
	特定地域型保育事業	817人	817人	817人	817人	817人

・2号認定、2号認定(教育ニーズ)、1号認定

【①北部】

		令和7年度			令和8年度			令和9年度		
		1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	2号認定	1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	2号認定	1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	2号認定
量の見込み		947人	256人	1,511人	948人	253人	1,517人	934人	250人	1,494人
確保方策	特定保育施設		1,306人			1,351人			1,384人	
	特定教育施設	984人			999人			999人		
	確認を受けない幼稚園	900人			900人			900人		

		令和10年度			令和11年度			
		1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	2号認定	1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	2号認定	
量の見込み		923人	247人	1,479人	913人	244人	1,464人	
確保方策	特定保育施設		1,417人			1,417人		
	特定教育施設	999人			999人			
	確認を受けない幼稚園	900人			900人			

【②中部】

		令和7年度			令和8年度			令和9年度		
		1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	2号認定	1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	2号認定	1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	2号認定
量の見込み		1,370人	409人	2,734人	1,333人	396人	2,663人	1,306人	384人	2,613人
確保方策	特定保育施設		3,418人			3,462人			3,462人	
	特定教育施設	1,410人			1,390人			1,390人		
	確認を受けない幼稚園	1,154人			1,154人			1,154人		

		令和10年度			令和11年度			
		1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	2号認定	1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	2号認定	
量の見込み		1,291人	372人	2,591人	1,289人	360人	2,600人	
確保方策	特定保育施設		3,442人			3,454人		
	特定教育施設	1,390人			1,390人			
	確認を受けない幼稚園	1,154人			1,154人			

【③南部】

		令和7年度			令和8年度			令和9年度		
		1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	2号認定	1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	2号認定	1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	2号認定
量の見込み		955人	319人	2,061人	906人	303人	1,956人	910人	287人	1,983人
確保方策	特定保育施設		2,698人			2,698人			2,698人	
	特定教育施設	925人			925人			925人		
	確認を受けない幼稚園	520人			520人			520人		

		令和10年度			令和11年度			
		1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	2号認定	1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	2号認定	
量の見込み		898人	272人	1,968人	913人	258人	2,019人	
確保方策	特定保育施設		2,698人			2,698人		
	特定教育施設	925人			925人			
	確認を受けない幼稚園	520人			520人			

【市全体(①+②+③)】

		令和7年度			令和8年度			令和9年度		
		1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	2号認定	1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	2号認定	1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	2号認定
量の見込み		3,272人	984人	6,306人	3,187人	952人	6,136人	3,150人	921人	6,090人
確保方策	特定保育施設		7,422人			7,511人			7,544人	
	特定教育施設	3,319人			3,314人			3,314人		
	確認を受けない幼稚園	2,574人			2,574人			2,574人		

		令和10年度			令和11年度		
		1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	2号認定	1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	2号認定
量の見込み		3,112人	891人	6,038人	3,115人	862人	6,083人
確保方策	特定保育施設	7,557人			7,569人		
	特定教育施設	3,314人			3,314人		
	確認を受けない幼稚園	2,574人			2,574人		

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 利用者支援事業

【概要】

こどもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、こどもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

市川市では、保育施設等の入園申請窓口と、妊婦、18歳未満のこどもと子育て世帯の相談窓口である「こども家庭センター」において実施しています。

【量の見込みと確保方策】

特定型（こども施設入園課・入園申請窓口）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

こども家庭センター型（こども家庭相談課）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

○「量の見込み」、「確保方策」=実施施設数

(2) 時間外保育事業

【概要】

保育認定を受けたこどもについて、通常保育時間を超えて、保育園、認定こども園等において保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		4,146人	4,096人	4,052人	4,011人	3,998人
確保方策	供給可能量	4,146人	4,096人	4,052人	4,011人	3,998人
	実施個所数	212施設	212施設	212施設	212施設	212施設

○「量の見込み」=1日あたりの利用者数(実利用者数)

(3) 放課後児童健全育成事業(放課後保育クラブ)

【概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	1,837人	1,740人	1,721人	1,683人	1,638人
	2年生	1,584人	1,684人	1,593人	1,567人	1,539人
	3年生	1,347人	1,356人	1,418人	1,328人	1,316人
	4年生	812人	909人	882人	971人	912人
	5年生	237人	276人	362人	413人	427人
	6年生	76人	90人	118人	166人	170人
	合計	5,893人	6,055人	6,094人	6,128人	6,002人
確保方策		5,893人	6,055人	6,094人	6,128人	6,002人

○「量の見込み」=1日あたりの最大利用者数

○「確保方策」=既存施設と新規施設の定員の合計

(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

【概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、こどもを預かり、必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	650人	650人	650人	650人	650人
確保方策	650人	650人	650人	650人	650人

- 「量の見込み」=1年あたりの延利用者数
- 「確保方策」=1年あたりの供給可能量

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

保健師または助産師が、おおむね生後120日までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の軽減、子どもの発育確認を行い、産後うつや虐待の予防に努め、必要に応じて継続支援につなげます。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,620人	3,583人	3,558人	3,528人	3,502人
確保方策	3,620人	3,583人	3,558人	3,528人	3,502人
実施機関:こども家庭センター					
実施体制:常勤職員及び非常勤職員(保健師等看護職)					

- 「量の見込み」・「確保方策」=1年あたりの市内出生見込み数

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

【概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育環境を整える事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業は、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不適当であると認められる児童、保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童または出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦への適切な支援を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6件	6件	6件	6件	6件
確保方策	実施機関:こども家庭センター(委託にて実施(4団体)) 実施体制:20人(委託団体職員)				

○「量の見込み」=実利用者数

○「確保方策」=実施体制

(7) 地域子育て支援拠点事業(親子つどいの広場・地域子育て支援センター・こども館)

【概要】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		41,369人	41,509人	41,082人	40,726人	40,412人
確保方策	親子つどいの広場	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	地域子育て支援センター	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所
	こども館 (うち拠点事業)	12か所 (4か所)	12か所 (4か所)	12か所 (4か所)	12か所 (4か所)	12か所 (4か所)

○「量の見込み」=年間延べ利用者数

○「確保方策」=施設数

(8) 一時預かり事業

【概要】

就労等により家庭で子どもを保育できないが幼稚園等を希望する保護者に対し、教育時間の前後及び長期休業中も子どもを預かる事業です。

また、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育園等において、必要な保育を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

①幼稚園における預かり保育事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	126,790人	123,304人	121,965人	120,507人	120,720人
確保方策	126,790人	123,304人	121,965人	120,507人	120,720人

②一時預かり事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	31,015人	31,207人	30,946人	30,622人	30,366人
確保方策	31,015人	31,207人	30,946人	30,622人	30,366人

○「量の見込み」=年間延べ利用者数

○「確保方策」=供給可能量

(9) 病児保育事業(病児・病後児保育事業)

【概要】

病児及び病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。令和6年4月時点で、病児・病後児保育施設2施設、病後児保育施設3施設の計5施設で実施しています。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6,139人	6,050人	5,976人	5,887人	5,840人
確保方策	6,139人	6,050人	5,976人	5,887人	5,840人

○「量の見込み」=年間延べ利用者数

○「確保方策」=供給可能量

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と当該援助を行うことを希望する者(援助会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	21,581人	21,333人	20,851人	20,389人	19,897人
確保方策	21,581人	21,333人	20,851人	20,389人	19,897人

○「量の見込み」、「確保方策」=1年あたりの延利用者数

(11) 妊婦健康診査事業

【概要】

医療機関における妊婦健康診査の費用を助成し定期的な健診を促すことで、疾病を早期に発見し支援につなげ、健康の保持増進を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。また多胎を妊娠している場合には、受診票をさらに5回分交付します。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	43,440人	42,996人	42,696人	42,336人	42,024人
確保方策	43,440人	42,996人	42,696人	42,336人	42,024人

○「量の見込み」、「確保方策」=1年あたりの延利用者数

(12) 子育て世帯訪問支援事業(いちふあみヘルプ)

【概要】

妊娠期から産後に支援を必要とする家庭に訪問支援を実施し、心身の負荷の軽減を図り養育しやすい環境を整えるとともに、児童虐待や不適切な養育の防止を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,800人	1,800人	1,800人	1,800人	1,800人
確保方策	1,800人	1,800人	1,800人	1,800人	1,800人

○「量の見込み」、「確保方策」=1年あたりの延利用者数

(13) 児童育成支援拠点事業【新規】

【概要】

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対し、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じ、様々な支援を包括的に提供し、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	30人	30人	30人	30人	30人
確保方策	—	—	—	—	—

【今後の方向性】

他自治体の先進事例等を参考に、今後の確保方策の検討を進めてまいります。

(14) 親子関係形成支援事業【新規】

【概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じ児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施し、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	40人	40人	40人	40人	40人
確保方策	—	—	—	—	—

【今後の方向性】

他自治体の先進事例等を参考に、今後の確保方策の検討を進めてまいります。

(15) 産後ケア事業【新規】

【概要】

産後ケアを必要とする産婦に対し、心身のケアや育児のサポート等きめ細やかな支援等を提供する事業です

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,515人	1,499人	1,488人	1,531人	1,520人
確保方策	1,515人	1,499人	1,488人	1,531人	1,520人

○量の見込み・確保方策 設定の考え方

国の指針の基づき算定

年間推計産婦数×利用見込産婦数÷全産婦数×平均利用日数

(16) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

【概要】

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や伴走型相談支援を行います。妊婦のための支援給付で行う経済的支援と伴走型支援を組み合わせることにより、効果的な妊娠期からの切れ目ない支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10,860人	10,749人	10,674人	10,584人	10,506人
確保方策	10,860人	10,749人	10,674人	10,584人	10,506人

○量の見込み設定の考え方

年間出生数×面談回数3回

(17) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【概要】

市内在住の生後6か月から満3歳未満の保育園等に在籍していないこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず施設の利用ができる制度です。令和7年1月時点での市内3施設で実施しています。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み補正案	0歳	44人	43人	43人	43人	43人
	1歳	43人	43人	42人	42人	42人
	2歳	9人	9人	9人	9人	9人
	合計	96人	95人	94人	94人	94人
	確保方策	—	—	—	—	—

○ 量の見込み設定の考え方

各年対象年齢の推定人口から、保育施設の利用者を除いた人数に、ニーズ調査結果から算出した年齢ごとの利用希望率を乗じた人数を事業の対象者とし、対象者が月10時間を利用すると想定した場合の1日あたり利用者数

【今後の方向性】

事業の実施状況と他自治体の先進事例等を参考に、今後の確保方策の検討を進めてまいります。

第7章 評価・検証

本計画では、「第5章 事業の展開」における主な事業及び「第6章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策(子ども・子育て支援事業計画)」について、それぞれを適切な手段で進行管理することにより、計画の実行性を高めていきます。

進行管理においては、下記のとおりPDCAサイクルに基づいて行うとともに、評価・見直しにあたっては、市川市子ども・子育て会議に対し報告を行い、意見を聴き、必要な対策を講じていきます。

(1) 計画策定(Plan)

市川市こども計画を策定し(本計画の策定)、ホームページ等を通じて公表します。

(2) 施策の展開(Do)

本計画の内容を踏まえ事業を実施するとともに、各年度の確保方策の達成をめざします。

(3) 施策の点検・評価(Check)

「第5章 事業の展開」の主な事業については、毎年度、各事業の目指す効果に対する事業の実績を確認・点検し、参考となる指標と合わせて多角的に自己評価を行います。

「第6章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策」の量の見込み・確保方策については、毎年度、計画と実績の比較を行います。

また、計画の中間年度・最終年度には、アンケート調査の実施等により、施策の方向性ごとのアウトカム指標による目標に対する達成状況を把握します。(アウトカム指標による評価)

以上3点により、計画の進捗状況を評価し、評価結果については、市川市子ども・子育て会議へ報告し、意見を聞くとともに、ホームページ等を通じて公表します。

(4) 施策の見直し(Action)

(3)の評価結果及び社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直していきます。